$\bigcirc$ 断 す 銀 る た 法  $\otimes$ 第 + 基 兀 準 条 の 二 平 成  $\mathcal{O}$ 十 規 八 定 年 に 金 基 融 庁 告 示 銀 第 行 + が 九 そ 뭉  $\mathcal{O}$ 保 有 す る 資 産 等 12 照 5 L 自 己 資 本  $\mathcal{O}$ 充 実  $\mathcal{O}$ 状 況 が 適 当 で あ る かどう カコ を

を 掲 に は 号 加 げ 掲 、 に 線 げ掲 に を 次 え てげそ ょ 付  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ り 11 L 表 な対 標 又 に 1 象記括は よの り、 Ł 規部し 破 定をが掲 線  $\mathcal{O}$ は で 改 改同げ 囲 正 これ 正 るん 前 の規だ欄 の規 後 を 欄 削にのに分掲 掲はあのげ り げ 当っ よる 改 る該て う 規 対はに定 正 対 象 象 改の 後 欄 規規そめ傍 定を改しての標記し に 線 を標改を改記正付 掲 げ る て 正 部 前 L 移 後 分 対 欄 又 動欄 に 象 及 は しに係び破場 規 定 掲る改線 で改げ記正 で 改正る載後 井 正 前も 欄 W のにに対の二対 前 欄 だ 欄 に 部 掲 ょ に 重 応 分 げるに線でして を れ 対象規制がある対象規 に れ 対 げに 応 規 L る 順 **た規定** その標 で改 する 次 対 ŧ 応 の正記(記を後部以部 の正記 す る 掲 欄 分 下 分 改 にがっ げ 正 て 異対連 後 れな象続 11 欄 にる規す な に も定る 対 掲 R応するものは改正さいのは改正さい。 という。 げ  $\mathcal{O}$ る は 規 · う。 ) 定 と の前  $\mathcal{O}$ を欄 記 傍

第一章(第六章 略) 第七章 信用リスクの内部格付手法 第二節 信用リスク・アセットの額の算出 第三節 信用リスク・アセットの額の算出 第一款〜第七款の二 略] 第一款〜第八款 略] 第一款〜第八款 略] 第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ第九款 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレ第九款 (第二百三十九条—第二百四十十五条)		改正後
第一章(第八章 同上] 第七章 [同上] 第七章 [同上] 第三節 [同上] 第三節 [同上] 第三節 [同上] 第一款(第一款(第七十八条)) 第四節 [同上] 第四節 [同上] 第一款(第一款(第七十八条)) 第四節 [同上] 第一款(第一款(第百七十八条)) 第四節 [同上] 第一款(第一款(第一款)) 第一款(第一款) 第一款(第一款) 第一款(第一款) 第一款(第百七十八条)	等一章 一章 一章	改正前

第 九十二 当該各号に 附 (定義) 一~十八 第八章 いう。 引 十九~九十一 条 則 日 の あって、 途規定され よって生ずる日 者のうち、 本又は自己資 イ又は口に定め 件を満 この 終 と整合的 新 内 略 規 業 部 準的手法 5 間 仮 及び 想損 たす 次に 時 告 格付手法採用 適格 定めるところに 価 第 示に 略 て に 値 次 十 本の プロ 債 に 掲 V 変 保 益 0)  $\mathcal{O}$ (務者格) 採用行 イ又は る評 更 略 るものを おいて、 扱うものであること。 影 げ 次 有 る要 取 テクシ 額 0) 響 当 L 損 て 略 に カゝ 価 引 日 件 5 調 益 71 付 行 口 0 2 控除さ 整並 いう。 よる。 0 たポジショ を付与したもの に 彐 次の各号に掲げ 7 自己資 終 第百二十二条各号に (コミッション、 て、 第七 . 掲げ 全 業 ン 提 一てを び 時 リスク れる評価 に 本比率計 0 章第四節 る銀行の 供 満たし 者 普通株 市 ンを再 場デー プロ 理 る用 て 調 式 算 に 区分に応じ、 論 フィ ・タを 計 Ĺ 規 損益 整を除く。 等 評 テクション 掲げるも 定 語 算 Τ  $\mathcal{O}$ 価 に L i 取 ] することに 用 す 0 おけ たも ,る最低 意義 扱 V) е て、 日中 r 提 が は、 る 0 1  $\mathcal{O}$ 当 を で 資 別 取 該 供 前 第 九 附 一十九~ + 号を加える。 条 則 第八章 定 口 5 義 合 的 時 十 同 に 間 同 九十一 八 5 [同上] 上 上 扱うものであること。 第十 価 同上 値  $\mathcal{O}$ 同 章 影響を含み、 上 同 上 IJ ス ク 理 論 損益においても

第 2 3 2 第 第 己資本 十一条の 十一条の + とする。 で  $\otimes$ T ン ないことができる。 当する銀 [号を削 (バンキ る要件 は、 --条 きる。 信 銀行は、 勘定 要自 勘 前条の 勘定 用 信 金融庁長官が承 定 リス 用 次  $\mathcal{O}$ 0) 間 間 己 への信 行は、 - を満 る。 IJ 0 +資 兀 額に加算するものとする。 七の 規  $\mathcal{O}$ 各号に ク及 勘定間 定 ス 振 グ 振 本 勘 たす 内 に ク 替  $\mathcal{O}$ 銀 替 行は、 全ての 用 部 び を 額 に 定 か 略 【係る所 掲げ が減 かわらず 行 場 リスク及 取 株 0 1 振替 引 認 合 0) 式 リス るリスクの た 少したときは、その 勘 商 に に L 分 よる を行った商品が満 定間 要自己資本の ず、 た場合に 日 品 類 デ 限 び株 クの ŋ 以 をバンキング勘 基 イ ング バ 後 次に掲げる場合の 0) ンキング勘 まは、その減少分と同 振替を行った場合にお 式 内 ヘッジ効果を反 の算出 リスクの 限 勘 区分に応じ、 部 り、 定に 取 引 額 基 準 お 前 0) リスク移転に 定 項 期 計 日 定 を迎 からト 0) に て、 上 に 規 いずれ 当 分類 映 お 定 え 銀 す 該 け 各号に おい を た る所要自 す 行が第三 ること 場合 額を当 くる も かに 適 用 て、 2 デ が定 V 1 しに の該 3 第 第 2 第 2 とする。 は、 + + 替を行った場合に 十一条の四 算 は、その ( 勘 信用 銀行は、 ・一条の な L 同上 同 した商品がない場直近の算出基準 た信用リスク・ア ン 条 定 信 いことができる。 金 キン 上 リスク及び株式 用  $\mathcal{O}$ 融庁長官が 間 IJ + 減少分を信 七  $\mathcal{O}$ 勘定間 振 グ ス 同 動定 銀 行 替に 上 ク 同 同 おい は、 準日 係る 上 承 場 へ の  $\mathcal{O}$ 上 認 合 振 用 リ セ 替 て、 前 所 分 し IJ に ット た場 「を 行 ス ス 条 要自己資 類 デ お ク・ 所要自 第 ク 基 合 った 0 て、  $\mathcal{O}$ グ 内 額 ア 項 勘 部 限 商 セ 己 本 を 第 1 資本 所 品 ット  $\mathcal{O}$ 取 ŋ 定 レ が 号に 額 引 要 に 満 自 0 0) 前 0 デ お 項 期 額が減少したとき 掲 計 己 額に加算するも イ 資本の額に を迎えた場 0) げる勘 上 規定 ゛゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ 勘 銀 に 行 定 定 より 間 が第 り加合に 計  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ 振 類

てを満 取引のポジションを完全 引 者であ (第百十八条各号及び第百二十条各号に掲げる条件 たすヘッジ取引をいう。 る 適 格 ブ 口 テ ク シ に相殺していること。 彐 ン 提 以下同じ。)を 供 者との 間で外 行 部 ヘッジ 内の 全 取 部

株式リスク 次に掲げ る要件 の全てを満たす ŧ のであ る

プロ 内  $\vdash$ 部取引 レ テクショ ] デ 0) イ ポジショ ン ン提 グ 勘 定にお 供 者との間で外部ヘッジ取引を行 を完全に相殺していること。 11 て、 銀行 が 第三 者 である 適

2 3

般 金 利リスク 0 内部 取 引

第

十一条の することができる。 ・ング勘 掲げる要件の全てを満 + 定への一 一般金利リスクのリスク移転については、内部取引によるバンキング勘定からトレー たす場合に 限 り、 ^ ッジ 効果を反 次デ 映

[一•二 略]

|号を削る。]

3 略

(バンキング勘定への 分類 基

第二十二条の 兀 略

2

3 当 丁する銀 前 条の 気行は、 規定に 全ての商品をバンキング勘 カュ かわ らず、 次に掲げる場 定に 合  $\mathcal{O}$ 分類するも 11 ず れ かに 該  $\mathcal{O}$ 

> 者 満たすヘッジ取引をいう。以下同 第百十八条各号及び第百二十条各号に掲げる条件の  $\mathcal{O}$ ポ で ジションを完全に相殺していること。 あ るプロ テ クシ 彐 ン 提供 者 との間で外部 じ。)を行い、 ヘッジ 内 全てを 部 取 取 引 引

同上

1

部 口 テ 取引のポジショ 卜 クション レー デ イン 提供者との 、 グ 勘 ンを完全に相 定にお 間 で外部 いて、 殺 して ヘッジ 銀 行が第三者である いること。 取引を行 内プ

口 同上]

2 3 同上

内部 取 引

第十 - 一条の十一 [同一(一般金利リスクの中 Ŀ

同上

内部 デスクと区分していること。 取引担当デスクは、 収益 管 理 を 他 0) 1 レ ] ディング

2 • 同 上

バンキング勘 定 への分類基 (準)

Ŀ

第 2 二十二条の 同上 兀 同

3 同 上

とする。

[一~三 略]

[号を削る。]

第二十二条の 勘 定 間  $\mathcal{O}$ 七 振 一替に 係 る 所要自己資 本 0 額 の計 上

自己資本の 勘 要 定 自 間 己 額 0 資 に 振 本 加 替 の銀 Iを行 算するも 額 行 が は 減 0 た 勘 少 定間 0) 日 したときは、 とする 以後 0) の算出 振替を行った場合に その 基 準日に 減少 分と おける所 おい 同 額を · ~ 要 第

2 ないことができる。 銀行は、 金 融庁長官が 勘 定間 承  $\mathcal{O}$ 振 認 替 L た場 を行った商品が 一合に 限り、 前 満 期 項 がを迎え 0 規 定 た場合に を 適 用 L

2

のとする

十二条の十 内部取引によるバンキング信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第

定める要件を満 1 1 ては、 ・ング勘 十二条の できる。 定への 次の各号に掲げ + たす 信 内 用リス 部 場合 るリスクの による ク に 限り、 及び 株 バンキング勘 ^ 式リスクの ッジ効果を反 区分に応じ、 リスク 定 か 当該各号に らト 映 移転に すること レー 0 デ

引を行 者である適格 信用リス ク 内 部 フ 取 口 1 引 テ V 1  $\mathcal{O}$ ク ショ ポ デ ジ イ シ ン 提 ン · グ 勘 彐 ンを完全に相 供者との 定にお 間で外に V て、 殺 部 銀 L てい 行が第三 ヘッジ取 、るこ

株式リ ス ク 次 に 掲 げ る 要 件 0) 全 てを 満たす Ł 0 で あ る

[一~三 同上]

L た 直 商 近 品  $\mathcal{O}$ 算出基 がない 準 場 日 合 に お 1 て、 1 レ デ イ ン グ 勘 定 に 分

類

勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計

上

きは、 振 替を 十二条 その 行 った場合にお  $\mathcal{O}$ 減 七 少分を信 銀 行 は、 用リスク・ V 前条 て、 第 所 要 アセット 自 項 己 第 資本 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ K 額が減・ 額に加算するも 掲げる勘 少したと 定 間  $\mathcal{O}$ 

は、 算 した信 な 銀 行は、 いことができる。 金 融庁長官が 用リスク 勘 定 間 承 0 振替を 認 ア セ し た場 ツ 行った 1 一合に  $\mathcal{O}$ 額 限 商 を b, 所 品 要 が 自 満 前 項 期 己 資 0) を迎えた場 規定に 0 額 より加 合に

(信用リスク及び株式リスクの内部取引

第二十二条の十 [同上]

者で 行 V. 信 あ 用リスク 内部取 る ブ 口 引の テ クショ 1 ポ レ ジ ] シ ン デ イ 彐 提供者との間 ンを完全 、 グ 勘 定 に に で外部 相 お 殺していること。 V · て、 ヘッジ取引を 銀 行 2が第三

二[同上]

3 2 第三十四条の 第二十二条の 2 2 とする。 当する銀行は、 映することができる。 次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、 ディング勘定へ 二 5 三 「一・二 略] [号を削る。] (バンキング勘 、勘定 . 号を削る。] 前条の規定に イ 略 般 3 格 3 プロ 内 間 金 略 利 部取引の 0 略 振替に 略 + テクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行 兀 IJ ス デ の 一 1 ク かかわらず、 定への分類基準 全ての商 略 内部 ポジションを完全に相殺していること。 係る所要自己資 0 ・ グ 勘 般 内 金 取 部 品をバンキング勘 利 引によるバンキング勘定 定において、銀行 取 リスクのリスク移転につい 引 次に掲げる場合の 本 0 額 0) 計 定に分類するも が第三者である適 上 ヘッジ効果を反 いずれかに か らトレー ては、 該 0 3 2 第三十四条の 第二十二条の十 2 2 勘 バン した商 1 同上 同 3 内部 般 3 デスクと区分していること。 定 直近 部 口 上 キング勘定への分類基準 テクション提供者との間で外部 間 金 取引のポジションを完全に相殺 1 同上 . レ ー 同上 品  $\mathcal{O}$ 取引担当デスクは、 利リスクの 同上  $\mathcal{O}$ 品がない 算出基準日 同上 兀 振 同 替に 上 ディン 同 場合 係 [同上] 上 こる所要自己資本 グ勘定にお 内部取 に お 引 V 収益 て、 い て、 管理 1 0 レ を他 銀 額 ヘッジ取引を行い ていること。 行が第三者である  $\mathcal{O}$ デ 計 イ のトレー 上 ング勘 定に ディ 分 内 類

第三十四 自己資 要自 勘 条の 本 定 己資 . (T) 間 額に加算するものとする。 七  $\mathcal{O}$ 振 本 0) 替 銀 額が を 行 は、 減 0 た 少 勘 日 定 したときは、 以後 間 0 の算出 振 替を行った場合に その 基 準 · 日 に 減少分と同 お け る所要 において 額を

2 銀 ことができる。 金 行 は、 融庁長官が 勘定間 承 0 振 認 替 L た場 を行 合に った商品が 限 b, 満 前 期 項 を迎 0) 規 え 定 た場合に を 適 用 L

2

信 用 IJ ス ク 及 び 株 式 IJ ス ク 0 内 部 取 引

 $\equiv$ が 定 11 イ ては、 める要件を満 十四条の できる。 ング勘 定 次の各号に +へ の たす 信 内 用 部 場合 掲 リス 取 げ 引 ク及び るリスク に に 限り、 よる 株 バンキング勘 0 ヘッジ効果を反 式 区分に応じ、 リスクの シリスク 定 カゝ 映 当 5 移転に 該各号に すること 1 レー 0 デ

引を行 者である適 信 用 プリス 内 格 ク 部 ブ 取 口  $\vdash$ テク 引 0 ショ ポ デ ジ イ ショ ン ング 提 ンを完全に相殺 供者との 勘 定にお 間で外部 V て、 しているこ 銀 ヘッジ取 行が第三

株式リ z ク 次 に 掲 げ る要 件 0) 全てを 満たす ŧ 0 で あ る

格 内 フ 1 部 口 レ 取 テ ] 引 ク デ 0) シ イ 彐 ポ ジ グ 提 勘 シ  $\exists$ 供 定 火者 との にお ン を完全に V て、 間で外部 銀行 相殺してい ヘッジ取引を行 が 常三者 ること。 1である 適

口「略」

2

3

略

第三十四 きは、 のとする。 振替を行った場合におい その 条 0) 減少分を信 七 銀行 は、 用 て、 IJ 前 ス 条 ク • 第 所要 ア 自 項 セ 己 第 ット 資本 号に 0  $\mathcal{O}$ 額が減少したと 額に加算するも 撂 げる勘 定 間

算 は した信用リ 銀行は、 な いことができる。 金 融 庁 長 勘 官 スク・ア 定 が 間 承  $\mathcal{O}$ 認 振 替 セ L を行っ た ツ 場  $\vdash$ 合  $\mathcal{O}$ た 額 に 限 商 を 品 所 ŋ 要 が 自 満 前 期 己 項 を迎えた 資  $\mathcal{O}$ 規 本 定 0 に 額 場 ょ り加 合に 計

信 用 IJ ス ク 及 び 株 式リ ス ク 0 内 部 取 引

第三十四条の十 [同上]

者で 行 信 あ 用 内部取 リス るプロ ク 引 テクショ 0  $\vdash$ ポジションを完全に相 V 1 ン デ 提供 イ ング勘定に と者との 間 で お 殺していること。 外 V て、 部 ヘッジ取引 銀行 が第

二 [同上]

イ 部 口 取 テ  $\vdash$ 引のポ ク レ ] シ 彐 デ ジ イ ン 提供者との シ 、 グ 勘  $\exists$ ンを完全に 定にお 間 で外 1 て、 相 殺 部 ヘッジ 銀 7 行 いること。 が第三者であ 取引を行 る 内プ

2 · 3 同上]

同

上

般 金 利 IJ ス ク 0 内 部 取 引

第三十四 次に掲 ディング げる要件 条 勘 0 定 + $\mathcal{O}$ 0) 全てを 内 般 部 金 取 満 利 引による た リスクの す 場合 バ ンキ に リスク移 限 り、 ング 勘 転 にっつ ッジ効果 定 カコ **\**\ 6 て 1 を は ] 反

一•二 略]

することができる。

号を削る。

3 略

(バンキ ン グ 勘 定 へ の 分 類 基

第 四十 五. 条の 兀

2

3

前 略 条の

規

然定に は、

カュ

かわ

ら

ず、

次に掲げる場合の

1

ず

かに

該

全ての

商

品

をバンキング勘定に

分

類

j h

るも

0

 $\frac{\Box}{\lesssim}$ 

とする。 当する銀行

[号を削る。] 略

勘 定 間 0 七 振 替 に 係る所要 自己 資 本 0 額 の計 上

第 四十五 該 所 勘 要 条の 自 定 . 己 資 間  $\mathcal{O}$ 振 本 替  $\mathcal{O}$ 銀 「 を 行 行 額 は、 が 減 0 た 勘 少 日 定 したとき 以後 間 0) 0 振 算 は 替を行った場合に 出 そ 基 準  $\mathcal{O}$ · 日 に 減 少 分 お と同 け る お 所額要を V 7

自  $\exists$ 資 本 0 額 に 加 算す くる も 0 とする。

2 銀 行 金 は、 融 **哈**庁長官 勘 定 間 が 承認  $\mathcal{O}$ 振 替 た を 場合に 行 った商 限 り、 品 が 前 満 項 期 0) を 規定 迎 え を た 適 場 用 合 L に

> 般 金 利 リス ク 0 内 部 取 引

第三十四 条 0) + 同 上

同 上

デスクと区分していること。 内 部 取 引担当デス ク は、 収 益 管 理 を 他 0) 1 ] デ イン

2 3 同上

ン 丰 ン · グ 勘 定 の分類 基 準

第 兀 + 五条の 兀 同 Ŀ

2 同 上

3 同 上

5 同 上

L た 直 商 近 品がな 0 算出 11 基 場 準 合 日 に お て、 1 V デ イン · グ 勘 定 に 分 類

勘 定 間  $\mathcal{O}$ 替に !係る所 要自己資 本 0 額 0 計 上

第 きは、 兀 振 替 + 五. を その 行 条 った場合に  $\mathcal{O}$ 減 七 振 少分 銀 を信 行 は、 お V 用 前条第 IJ ス ク 要 ア 自 項 セ 己 第 資 ツ } 号に 本  $\mathcal{O}$ 0) 掲げる勘 額 額 が減少したと に加 算するも 定 間  $\mathcal{O}$ 

2 は 銀 行 金 は、 融庁長官 勘 定 が 間 承  $\mathcal{O}$ 認 振 した場 替 を 行 合 0 に た 限 商 り 品 が 満 前 項 期 0) を迎えた場 規定に より加

とする。

[一・二 同上]	[一・二 略] 映することができる。 吹に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反ディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、
第四十五条の十一 [同上] (一般金利リスクの内部取引)	第四十五条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレー(一般金利リスクの内部取引)
同同日上上	略]
部取引のポジションを完全に相殺していること。  ロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内イートレーディング勘定において、銀行が第三者であるプ	、内部取引のポジションを完全に相殺していること。格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行いイ トレーディング勘定において、銀行が第三者である適
	こと。 ニー 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものである
行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を一「信用リスク」トレーディング勘定において、銀行が第三	と。 引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺しているこ者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三
	ができる。 定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することにめる要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することいては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号にインク勘定への信用リスク及ひ株式リスクのリスク移転につ
第四十五条の十 [同上] (信用リスク及び株式リスクの内部取引)	・、 D.C. (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*) (*)
しないことができる。 算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上	ないことができる。

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ [号を削る。] 略

[2・3 同上]一 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング 三

自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け 工 ク ス ポ

2 第 六 条

3 前二 抵 当 項 権 0 が 設 適 定 格 さ 性 れ  $\mathcal{O}$ た 要 件 物 件 لح  $\mathcal{O}$ 建 は 設 次 が に 完 掲 了 げる L て 要 1 ること。 件 を いう。 エた

ス ポ ] 第 ジ ヤ 項 第 に 0 号 に 11 該 7 当 は す この る自 限 己 ŋ 居 住 で な 用 71 不 動 産 等 向 け

は 抵当 以 下 で 権  $\mathcal{O}$ あ が る場 限 第 りで 合 順 な 位 に お で V あ て、 ること。 L Τ た V だ 比 Ļ 率 が 百 抵 以 当 下 権 で が あ 第 ると 順

兀 略

Ŧī. うた む 及 信 び 用 め 前 供 号 に 与 必 に 0) 要 規 期 な 定 間 情報 文書が とする に わ 物件 (第三号に規定する た ŋ 0) 継 価 続 値 的 0) つされ に 評 信 価 てい 用 に IJ 債 関 ること。 ス 務 す ク 者 る 0)  $\mathcal{O}$ 情 監 返 報 済 視 を 能 を

4 を 第二号に 項 及 に 定 び め 関 前 る額 する 項  $\mathcal{O}$ で \_ L 除 L Τ 適 7 V 切に 得 比 た割 率」とは、 作成 合を百 分 第 率 で 号 表 に L 定 た め る 値 を 額

4

上

除 時 位 削 点 第一 位 及 以 減  $\mathcal{O}$ び 下  $\mathcal{O}$ 手 項 工 五. 法 ク 12  $\mathcal{O}$ 同 で を ス 担 順 あ ま 定 適 ポ 保 位 る で 8 場  $\mathcal{O}$ に 用 る ジ IJ 付 抵 合 お す ス 当 る t 11 ] ク れ 権 は て 前 • た 設 同 0  $\mathcal{O}$ ľ ウェ 物 定 当 ŧ 額 者 件 該 0 (第 とす 1 に 工 0 標 ク 五. ょ 1 ただ ر چ ŋ ス 準 節 を 保 ポ 的 に 適 規 全 手 以 用 し ジ さ 法 下 定 す 採 抵 す る n ヤ る た 用 当 0) 算 1 条 信 算 行  $\mathcal{O}$ 権 出 出 自 額 カ 用 基 が 基 5 に 第 6 IJ 進 先 ス 進 を 第 日

> 自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け 工 ク ス ポ ] ジ ヤ

第 六 八 条 同 上

2 同 Ė

3 同 Ŀ

号

を

加

Ż

る。

当 権 が 第 順 位 であ ること。 た ただし、 抵 当 権 が

で あ る 場 一合に お V L Τ V 比 率 が 百 以 下 で あ る / 第 لح き は 順

こ の 限 同 りでな 上

行うた 含 力 む。 同 及 信 び 用 め 前 供 に に 号 与 関 必 に  $\mathcal{O}$ する 要 規 期 な 定 間 文書 情 でする に 報 わ が 物 第 適 件 ŋ 切 0 継 号 に 価 続 に規 作 値 的 成 0 に さ 定する債 評 信 れ 価 用 てい に IJ 関 ス ること。 務 する ク 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 情 監 返 報 済 視 能

除 位 七 ク 時 位 + 削 点 及 第 び で  $\mathcal{O}$ 第 あ  $\mathcal{O}$ 手 工 項  $\mathcal{O}$ る 法 ク に 五. 場 ス 順 を 担 ま 定 で 保 位 合 適 ポ 8 るリ  $\mathcal{O}$ に に 用 ] に ジ 付 抵 お す は 当 る さ t ス 11 れ 権 当 て 前 ク 同 た 設 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 物 定 ľ ウ 工 Ł 額 件 者 ク 0 エ スポ とす 第 1 に 0 標 五. ょ 1 る。 ただ ŋ 準 ] 節 を ジャ 保 的 に 適 規 以 全 手 L 用 さ 法 ] 下 定 す る 採 す れ  $\mathcal{O}$ 抵 る 用 当  $\mathcal{O}$ 算 額 行 条 信 出 に 権 自 用 出 第 が カコ 基 基 6 第 5 IJ 準 順 を 第 ス 日

日 時 点  $\mathcal{O}$ 工 ク ス ポ ジ ヤ 1  $\mathcal{O}$ 額 を 加 え た 額 と す

該 き 額 前 信 は を  $\mathcal{O}$ 項 用 当 下 場 第 供 該 方 兀 合 与 修 額 号  $\mathcal{O}$ を 正 お に 実 上 す 掲 行 方 げ る て 時 修 Ł る 点 正  $\mathcal{O}$ 1 要 に す لح に 件 お ること L 掲 を け げ 満 る る場 た 担 口 が す に 保 で 掲 合 方 に き げ 法 に 付 る 該 に る さ ŧ 場 当 ょ れ  $\mathcal{O}$ 合 す た り لح に る 算 物 す 該 لح 出 件 る き 当 L  $\mathcal{O}$ た す は 価 当 る 額 値

. イ 口 略

5 に に 権 産 不 は 定 が 等 動 第 だ 8 第 向 産 るリ け 等 項 順 工 向 に ス 位 ク 前 け 規 五. 項 ク 以 ス 定 工 を ポ ク に 下 す 乗 規 ウ で ス る ľ 定 ジ ポ 工 あ 適 す る ヤ ること 1 格 る 1 Ł ] ジ 性 12 に ヤ L  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 対 1 要 Τ  $\mathcal{O}$ 要 • IJ す V 0 件 二 五. る う L 比 ス  $\mathcal{O}$ ち、 な ク 標 率 全 11 が を 準 7 ウ 乗 的 当 五. を じ 手 該 満 + エ 以 て イ 法 自 た 得 採 下 1 己 す で た は 用 居 自 あ 値 行 住 己 る لح  $\mathcal{O}$ 用 第 居 場 抵 す 不 住 当 合 る 項 動 用 5

例 外 自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け 工 ク ス ポ ジ ヤ  $\mathcal{O}$ 玉 内 基 準 行  $\mathcal{O}$ 

第 六 + 凣 条 0 略

2

3 比 六 t が + 0 1 前 前 八 場 が 条  $\mathcal{O}$ 第 条 合 IJ 項 百 に ス 以  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 下 規 項 お ク 第 定 で 11 •  $\mathcal{O}$ あ て、 ウ に 規 る 項 エ ょ 定 及 同 イ ŋ は と 自 び 条 1 あ 第 第 を 己 玉 る 判 居 内 項 項 定 住 基  $\mathcal{O}$ 中 す は 用 準 る 不 行 当 前 場 動 で 該 同 合 産 あ 自 項 項 等 に る 第 己 0 向 標 71 居 لح け 準 号 て 住 あ エ 的 用 中 る 準 ク 手 不  $\mathcal{O}$ 用 ス 法 動 L は す ポ 採 る。 Τ 産 用 第 ジ 築 V 行

> لح を 該 日 きは この 額 前 時 信 を 項 用 点 当 下 場 第 供  $\mathcal{O}$ 方 該 合 与 工 修 額 に 号 ク  $\mathcal{O}$ を上 正 ス お に 実 す 掲 ポ い 行 方 る て、 げ 1 時 修 ジ ŧ 点 る 正  $\mathcal{O}$ 1 要 t に す 件 لح に お る 掲 を け  $\mathcal{O}$ L こと げ 額 満 る 口 る た 担 を が に 場 す 保 加 で 掲 合 方 え に きる げ 法 付 た に 該 額 る に さ とす ŧ 場 当 ょ れ 0 合 す ŋ た Ź لح に 算 る 物 す 該 لح 出 件 る 当 き L  $\mathcal{O}$

す は た 価

る 当 額 値

1 口 同 上

だ 8 権 産 不 る が 等 動 L 第 IJ 第 向 産 項 前 ス け 等 五. ク 順 に 項 工 向 を に • ク 規 位 け ス 乗 規 ウ で 定 エ Ü ポ ク 定 エ あ す るこ す ] ス 1 る る ジ ポ ŧ る 1 適 لح L に 0 t 格 を Τ 0 1 ジ 性 • 要 IJ V に ヤ  $\mathcal{O}$ L 比 ス 対 要 す な 率 五 ク 0 件 j が を る  $\mathcal{O}$ ウ 標 ち 五. 乗 全 ľ 工 進 + 7 1 的 以 7 当 を 得 1 手 該 満 下 法 で た は 自 た 採 あ 値 己 す 第 用 る と 居 自 場 す 行 住 己 合 項  $\mathcal{O}$ 用 る 居 に 抵 に 不 住 は た定 当 動 用

例 自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け 工 ク ス ポ Ī ジ ヤ 0 玉 内 基 準 行

 $\mathcal{O}$ 

外

第 六 + 八 条 0 司 上

3 2 比 六 ヤ が + 0 1 前 前 場 が 八 0 同 条 第 上 条 IJ 項 百 合 に ス  $\mathcal{O}$ 三 以  $\mathcal{O}$ 項 ク 規 下 お で 第 • 定 い  $\mathcal{O}$ て、 ウ あ に 規 る 項 エ ょ 定 同 ŋ 及 イ は لح 自 び 条 1 あ 第 第 を 己 玉 判 る 居 内 項 基 項 定 住  $\mathcal{O}$ 中 は す 用 準 と る 不 行 当 場 前 動 で 該 合 産 あ 同 項 自 項 に 等 る 第 己 向 標 0 居 上 け 準 V 号 住 あ 7 エ 的 中 準 ク 用 る 手 用 ス  $\mathcal{O}$ 法 不 す ポ 動 L は 採 Τ る 産 用 V 第 ジ行

向 け 工 4 ク 替 ス えるも ポ ] ジ  $\mathcal{O}$ ヤ と す が る。 抵 当 によ り 完 全に 保全さ れ 7 る

貸 用 不 動 産 向 け 工 ク ス ポ 1 ジ ヤ

第 六 十九 条 略

2

3 前二項 0 適 格 性  $\mathcal{O}$ 要 件 لح は、 次 に 掲 げ る 要 件 を う。

きは、 位 以 抵当 下 権 で あ 0) が る場 限りで 第 合 順 な に 位 おい で あ て ること。 L T V ただ 比 率 し、 が 百 抵 以 当 下 権 で が あ 第 ると 二順

三 略

兀 六 + 信 八 用 条 供 第三 与  $\mathcal{O}$ 項 担 保に 第 兀 付さ 号 1 か れ てい 5 まで る 物 に 件 掲  $\mathcal{O}$ げ 価 る 値 要 0) 件 評  $\mathcal{O}$ 価 が 全 てを 第

たしてい ること。

満

五. 略

4 を . う。 第二号に 第 項 及 定 び め 前 る額 項  $\mathcal{O}$ で L 除 L Τ 7 V 得 比 た割 率 と 合を百 は、 分 第 率 号 で 表 に 定 L た 8 る 値 を 額 4

以時 び 下 点 第 で  $\mathcal{O}$ 同 0 エ 担 ク 順 あ 工 項 ス 保 ク 位 る に ポ 場 ス  $\mathcal{O}$ 定 付 抵 合 ポ 8 ジ 当 さ る は、 ジ IJ ヤ れ 権 た物 設 ヤ ス ク  $\mathcal{O}$ 定 当 1 額 件 者 該 0 • ウェ を に 工 額 ークスポ 加 ょ 標 えた ŋ 準 た イ 保 的 だ 1 額 全 手 ] L を とす さ 法 ジ 適 れ 採 t 抵 用 Ź た算 用 当 す 権 る 行  $\mathcal{O}$ 出 自 額 が 算 基 5 に 第 出 準 基 を 先 除 順 準 日 順 時 位 位 日

> 向 لح け 読 工 ク 替 ス え ポ えるも ] ジ 0) ヤ とす ] が 抵 当 権 に ょ り完全に保全され 7

> > る

賃 貸 用 不 動 産 向 け 工 ク ス ポ ジ ヤ

第 六 + 九 条 同 上

2

3 同同 上上

位である 抵当権 同上 場 が 合に 第 お 順 V 位 であること。 比 率 ただし、 が 百以 抵 当

[同 上]

この限

ŋ

で

な

て、

L T V

下

で

あ

ると

き

は 順

権

が

第

兀 満 六 たしていること。 + 信用 八 条 供 第 与 0) 項 担 第三 保 に 付さ 号 イ れ か 6 7 1 る ま で 物 に 件 掲 0) げ 価 る 値 要  $\mathcal{O}$ 件 評  $\mathcal{O}$ 価 全 が 7

五. [同上]

同

上

び で 時 点 第 あ 点  $\mathcal{O}$ る 0 ク 担 順 場 工 項 合に クス ス 保 位 に ポ の に 定 は、 付 抵 ポ 8 ジ 当 るリ さ 当 ジ t れ 権 た物 設 該 t ス  $\mathcal{O}$ 定 エ ク 額 件 者 ク 0 ス ウ を 12 額 ょ 加 ポ 標 エ え ŋ 準 1 た 1 保 的 だ た ジ 1 額 ヤ 全 手 L を され 法採 とする。 適 ] 用  $\mathcal{O}$ 抵 用 た 額 当 す 算 る 行 12 権 算 出 自 が 第 基 5 出 第 準 を 順 基 日 除 位 順 準 及 位 日

第

とき 該 額 前 信 は を  $\mathcal{O}$ 項 用 当 下 場 第 供 該 方 合 兀 与 修 額 号  $\mathcal{O}$ を 正 お 実 に 上 す 掲 行 方 る て、 げ 時 修 Ł る 点 正  $\mathcal{O}$ 1 要 に す に 件 お ること 掲 を L け げ 満 る る場 担 口 た が す に 保 で 掲 合 方 に きる げ に 法 付 る 該 に さ £ 場 当 ょ れ  $\mathcal{O}$ 合 す り た لح に る 算 物 す 該 لح 出 件 る 当 き  $\mathcal{O}$ L す た 価 は る 当 額 値

イ・ロ略」

5 五. 以 ス 産 ポ を 下 向 第三 乗じ 規 ウ Ì で け あ ジ 定 エ 工 項 ること す イ る ヤ ク に る Ł 1 ス 卜 規 に に ポ 定 L  $\mathcal{O}$ を T  $\mathcal{O}$ 対 1 す 要 • IJ す V ジ る L ス 比 る ヤ 適 な 率 五. ク ] 標 格 が を 準  $\mathcal{O}$ 性 五. 乗 ウ 的 う  $\mathcal{O}$ じ 工 ち 手 要 + イト 法 7 件 以 得 下 採 当  $\mathcal{O}$ で は 用 た 該 全 あ 値 行 賃 7 る場 第 貸 と  $\mathcal{O}$ を す 抵 用 満 合に る。 項 当 不 た に 権 動 す 定 は た が 産 賃 だ  $\Diamond$ 第 貸 向 L る け 用 IJ 順 工 不 Ź 前 位 ク 動 5

(事業用不動産関連エクスポージャー)

第七十条 [略]

2 [略]

3

エ 規 権 他 同 1 定 六 そ 1 に 項 条 0 + を ょ Ł  $\mathcal{O}$ 担 第 ŋ 他 保 判 九  $\mathcal{O}$ 項 لح 定 事  $\mathcal{O}$ 権 条 す 中 す 担 同 業 第 る 保 と 項 る 用 場 第 前 権 不 項 合 同 動 0 لح 項 号 項 に 産 規 第 中 0 関 定 と 11 連 は 号中 百 抵 あ て エ 潍 ク 当 る とあ ス 用 権  $\mathcal{O}$ 潍 抵 す ポ は 的 当 る。 る لح 手 ジ  $\mathcal{O}$ 権 あ 第 法 は る t 七 採 と  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ ] 用 あ 八 は 条 場  $\mathcal{O}$ 行  $\pm$ る 合 IJ 第 が 0) 抵 に ス 前 لح は 当 お ク 項 及 • 読 権 項 V 抵 び ウ 4 そ 7  $\mathcal{O}$ 

> ときは を 該 こ の 額を 前 信 項 用 当 下 場 第 供 方修 合に 該 与  $\equiv$ 額 号  $\mathcal{O}$ を上 正 お に 実 す 掲 VI 行 て、 方 る げ 時 修 点 £ る 正  $\mathcal{O}$ 1 要 に す 件 لح に お ること 掲 け を げ 満 る 口 る た 担 が に 場 す 保 合 で 掲 方 に きるも げ 法 付 に る場 該 に さ 当 ょ れ  $\mathcal{O}$ 合 ŋ す た لح る に 算 物 す 該 لح 出 件 る。 当 き L  $\mathcal{O}$ す は た 価 る 当 額値

イ・ロ 同上]

乗 規 ウ で ス 産 ľ 定 エ あ ポ 向 第三 す 1 るも け ること る 項 1 ジ 工 L に ヤ ク に  $\mathcal{O}$ を Τ 0) ] ス 規 . 要 ポ V IJ に 定 L ス 比 対 ] す ジ な 率 五. ク す る 1 が を る ヤ 適 乗 ウ 五. 標 格 + じ 工 準  $\mathcal{O}$ 性 1 う 以 7 的  $\mathcal{O}$ 得 1 手 ち 要 下 は 法 で た 件 あ 値 採 当  $\mathcal{O}$ る لح 第 用 該 全 場 す 行 賃 7 る。 合 項 貸 0 を 用 抵 に に 満 た 定 当 は 不 た だ  $\otimes$ 権 動 す るリ が 賃 産 貸 第 向 ス 前 け 用 ク 五. 項 順 工 不 に 位 ク

(事業用不動産関連エクスポージャ)

第七十条 [同上]

3

2

同

上

は 第 エ 規 同 1 定 第 項 条  $\vdash$ に 六 抵 より 第 を + 当 権 判 九 項 事 定 条 そ 中 す 業 0 同 第 る場 用 他 項 前 不  $\mathcal{O}$ 第 項 担 合 動  $\mathcal{O}$ 項」 に 保 産 号 規 権 中 0 関 定 と が 11 連 は 設 あ て 抵 工 準 当 ク 定 る 標 用 ス さ 権  $\mathcal{O}$ 準 ポ れ が は す 的 た る。 。 設 ] 手 定さ ジ 第 法 七 t 採 れ + 0) 1 用 た 同 場 条  $\mathcal{O}$ 行 項 合 IJ 第 が لح に ス 第 前 あ 項 お ク 号 る 及 1 項 中  $\mathcal{O}$ び て ウ

抵 当 順 権 位 が 第 順 抵 位 لح 権 が あ 第 る  $\mathcal{O}$ 順 は 位 抵 当 あ 権 そ る  $\mathcal{O}$ 0 他 は 0 担 担 保 保 権 が

第

4 Τ V 得 比 た割 率 項 及 合 び を は 前 百 項 分 第 に 率 お で 뭉 11 表 に て L 定 準 た め 用 る額 値 する をい を 第 . う。 六 第 + 号 九 に 条 定 第 8  $\equiv$ 項 る  $\mathcal{O}$ 額 で 除 L

件 者 保 に 権 点 を 0 第 標 額 加 ょ が  $\mathcal{O}$ え ŋ 準 第 工 項 に た 保 的 に 先 ク 額 全 手 順 ス 定 順 さ と 法 位 位 ポ 8 採 れ 及 以 ] る た算 IJ る 用 び ジ 下 行 同 で ヤ ス ク 出 自 順 あ ] 基 5 位 る  $\mathcal{O}$ 準 を 場 額 ウ 0) 除 日 抵 合 エ ۸ < ° 時 当 た に 1 点 権 だ 1 は  $\smile$ 0) そ L を  $\mathcal{O}$ 0 当 工 適 ク 担 該 他 抵 用 ス 保  $\mathcal{O}$ 工 当 す ポ 担 に ク 権 る Ì 付 保 ス そ 算 ジ さ ポ 権 出  $\mathcal{D}$ ヤ れ 1  $\mathcal{O}$ 基 他 た 設 ジ 1 準 物  $\mathcal{O}$ 定 t 担 日

する لح 12 件 前 信 掲 を 項 用 げ 満 に 供 た お 与 口 る が 場 す に  $\mathcal{O}$ 11 方 で 掲 合 て 実 き げ 法 準 行 に る 該 に る 用 時 ŧ 当 場 ょ す 点 合に す る  $\mathcal{O}$ ŋ に لح 算 るとき 第 お す 該 出 六 け 当 した + る す は 九 担 ると 当 条 額 保 該 第 に こ の き 額 Ξ 付 は を 項 さ 下 場 当 第 れ 該 方 合 兀 た 額 修 に 号 物 件 を 正 お に 上 す 掲 11  $\mathcal{O}$ る て、 げ 方 価 る 値

イ 略

5 0) 性 ŧ 的 う  $\mathcal{O}$ 第 手 要 件 項 IJ 当  $\mathcal{O}$ に ス 全 用 該 お 五 ク 事 て を て を 業 0 ウ 準 乗 抵 用 満 じ エ 当 不 た 用 て 1 権 す す 動 得 事 る 1 そ 産 た は 関 業 第  $\mathcal{O}$ 値とす 用 六 他 連 + 第 不 0 工 動 担 ク 九 る。 項 保 ス 産 条 に 権 ポ 関 第 ただ 定  $\equiv$ が 連 8 第 ジ 項 工 るリ ヤ ク に 順 ス 規 前 ス 位 に ポ 定 ク 以 項 対 1 す に 下 す ジ る 規 ウ る で 7 適 工 定 あ 標 格

> 抵 百 当 لح あ る あ  $\mathcal{O}$ る 場 は 合 八 で  $\pm$ あ 0 لح 7 読 4 当 替 該 こえる 抵 当 Ł 権  $\mathcal{O}$ が とする 第 位

4 同 上

時 び で 点 第 あ 点  $\mathcal{O}$ 第 る場 工 0)  $\mathcal{O}$ クス 担 順 工 項 合に 保 ク に 位 ポ ス に 0 定 Ì 付 抵 ポ は 8 ジ さ 当 る ヤ 当 IJ れ 権 ジ た物 1 設 該 t ス  $\mathcal{O}$ 定 工 1 ク 額 件 者 ク  $\mathcal{O}$ ス を に ウ 額 ょ 加 ポ 標 エ え ŋ 準 ] た イ た 保 的 ジ だ 1 全され 額とする。 ヤ 手 L を 法 Ì 適 採  $\mathcal{O}$ 抵 用 用 た 額 当 す 算 行 に 権 る 出 自 第 が 算 5 基 第 出 準 を 順 基 日 除 位 準 順 及 位 日

要 正  $\mathcal{O}$ イ を と 件 前 するこ に 信 掲 を満 項 用 げ に 供 る場 لح た 口 お 与 が す に 11  $\mathcal{O}$ でき 掲 合 方 7 実 進 げ に 法 行 る る 該 用 に 時 ŧ より 当 する 場 点 0 合 す に と 算 第 に る お す と 該 出 六 け 当 き る L + る す は た 九 担 ると 当 額 条 保 第三 該 12 こ の き 付 額 項 は を さ 下 場 当 第 れ 合に 方 該 た 号 修 額 物 を 正 お に す 1 掲 上  $\mathcal{O}$ 方 る て げ 価 る

1 口 同 上

5

ľ エ 準  $\mathcal{O}$ 性 7 的 う イ  $\mathcal{O}$ 得 5 要 1 手 項 件 は 値 当  $\mathcal{O}$ に 採 用 全 お 第 該 す て 行 事 1 を 項 業 て る  $\mathcal{O}$ 12 抵 用 満 準 当 た 定 用 不 た だ 8 す 動 す 権 るリ が 産 事 る 第 第 関 業 ス 用 前 連 六 ク 順 + 項 工 不 に 位 ク 動 九 ウ ス 規 で 産 条 第 定 工 あ ポ 関 す 1 る 連 る Ł 項 1 ジ 工 ク L に  $\mathcal{O}$ t に ス 規 Τ 0 1 • IJ ポ V に 定 比 ス 対 す 五. ク す ジ る が を る ヤ 適 六 乗 ウ

ことを る L Τ V 比 率 が 六 + 以 下 で ある場合には、 · 二 五 を 乗じ

0 他 不 動 産 関 連 工 ク ス ポ 1 ジ ャ

第

満 的 七 ヤ  $\mathcal{O}$ 0 + たすも とするエ 建 規 とい 定に 設、 · 条  $\mathcal{O}$ 0) 取 カゝ . う。 クスポ 得、 (次項 か わら 第六十三 増 0) ず、 に 改 ジ 築 IJ お そ 条及 ス ヤ 次に V ] ク て  $\mathcal{O}$ で 他 掲 び 「そ ウェ 第六 あって、 0) げる要件 の 不 イト 十四四 動 他 不 産 は 動 適 関  $\mathcal{O}$ 条 格 連 全 か 産 六 関 性 費 T 5 + 連  $\mathcal{O}$ 用 を 第 満 要 六 工 又 ] + ク 件 は た セ ス 運 す  $\mathcal{O}$ 七 ポ 全 用 不 条 トと ま Ì て を 動 ジ 目 産 で 第

略

することが

できる。

設定され 信用 供 与 て 1  $\mathcal{O}$ ること。 目 的 とする 不 動 産 に 抵 当 権 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 担 保 権 が

三 略

2 七 t 法 0 ] 採 第六 当 場 条 0 用 の 二 権 合 IJ + 行 そ に ス が 九 0 第 お ク 前 条 • V 第 他 項 項 て、 ウ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 担 エ 規 項 イトを ٤, 定に 保 同 第 権」 条 第 同 よりその لح Ξ 項 判定する場 号 読み替えるものとする。 第 項 を除 中 号 < 前 他 中 不 合に 動 項」 抵当  $\mathcal{O}$ 産 規 0 関 権 と 定 11 連 あ は、 7 工 とあ 準 る ク  $\mathcal{O}$ 用 ス 標 る は す ポ 準 る。 0 第 的 ジ は 手

3 第二号に 第 項 定 第 8 뭉 る 額  $\mathcal{O}$ で 除 L L Τ 7 V 得 比 た割 率 とは、 合を 百 分 第 率 뭉 で に定 表 L た 8 値 る を 額 を

う。

以 下であ る場 場合に は、 二五 を乗じることを要し

+

(そ -条の二 0) 他 不 動 産 関 上 連 エ ク ス ポ ジ ヤ

七

+

同

同 上

こと。 信用 供 与 0) 目 的 と す る 不 動 産 に 抵 当 権 が 設 定 さ れ

三 同 上

2 L 同 1 定 順 Τ 条 1 によりそ 第 第三項 位 を判定す 六 同 V + 項 比 あ 率 第 九 る場合 中 0) が 条 第三 る場合に 号 百 前 他 以 中 不 動 項 は 下 項」 で 抵 産  $\mathcal{O}$ لح 当 あると 関 規 0 読み替えるも と 権 11 連 定 あ 7 工 は が き 準 第 る ク は 用 ス  $\mathcal{O}$ 標 ポ 順 は す 準 る。 لح 的 位 1 0) あるの 第 で ジ 手 こ の 七十 とする。 あ 法 ヤ る場 1 採 条 は 場 用  $\mathcal{O}$ 合に 合  $\mathcal{O}$ IJ 行 ス 抵 に が 当 第 お ク お 前 権 11 項 項」 が て、 ウ 0) 第 工 規

7

1

る

者 保 時 に 権 を 0) 第 標 ょ 額 加 が  $\mathcal{O}$ え り 準 第 項 に 工 た 保 的 先 に ク 額 全 手 順 順 ス 定 さ ポ 法 位 位 8 す れ採 及 以 る 下で る た ジ IJ 用 び 算 行 同 ヤ ス ク 出 自 順 あ ] 基 5 位 る  $\mathcal{O}$ 準 を 場 額 ウ 0) 除 合 日 抵 エ ۸ < ° 時 当 た に 1 権 点 だ は 1 0) そ L を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 適 工 担 ク 他 該 抵 用 ス 保  $\mathcal{O}$ 工 当 す ポ に 担 ク る 権 付 保 ス ジ さ ポ 権 出  $\mathcal{O}$ ヤ れ ] 基  $\mathcal{O}$ 他 た 設 ジ ] 潍 物  $\mathcal{O}$ 定 t 担 日

正 するこ に 件 前 信 掲 を 用 項 げ 満 に 供 る た お 与 口 場 す が に  $\mathcal{O}$ 1 で 掲 方 合 て 実 き げ 法 準 行 に る 該 に る 用 時 場合に ŧ 当 ょ す 点 す 0 ŋ る に 算 と るときは 第 お しする。 該当す 出 六 け + し る た 九 担 ると 当 額 条 保 該 第 に この き 額 付 項 は を さ 当 下 場 第 れ 該額 方修 合 兀 た に 号 物 を上 に 件 正 お す 掲 VI  $\mathcal{O}$ 方 Ź て、 げる 価 ŧ

イ・ロ 略

(ADC向けエクスポージャーの例外)

七

条

 $\mathcal{O}$ 

兀

略

2 7  $\mathcal{O}$ 準 ク 規 六 用 ス 定  $\mathcal{O}$ + ポ は す は る。 ] 九 ジ 標 条 準 第 t 第 ] 的 七 0 場 手 項 +  $\mathcal{O}$ IJ 条 合 法 ス 採 第  $\mathcal{O}$ に ク 兀 お 用 第 行 号 ウ て、 が 及 項」 前 エ び 同 1 項 第  $\vdash$ 0) 条 第 号 読 を 規 三項 定 4 適 た 替 用 に だ え 中 す ょ L る場 る ŋ 書 ŧ 前 Α を 合 0) D 除 とす 項 に С 0 向 لح V け

> び で 時 点 第 あ 点  $\mathcal{O}$ る場 0) エ  $\mathcal{O}$ クス 担 順 工 項 合に 保 ク に 位 ポ に ス  $\mathcal{O}$ 定 付 抵 ポ は 8 ジ さ 当 る ヤ 当 IJ れ 権 ジ た物 設 該 ヤ ス  $\mathcal{O}$ 定 工 1 ク 額 件 者 ク  $\mathcal{O}$ ス を に ウ 額 加 ょ ポ 標 エ え ŋ 準 ] 1 た 保 た 的 ジ だ 1 全され 額 ヤ 手 L を とす 法 1 適 採  $\mathcal{O}$ 抵 用 る。 用 た 額 当 す 算 行 に 権 る 出 自 算 第 が 5 基 出 準 を 順 基 日 除 位 準 順 及位 日

要  $\mathcal{O}$ 1 を 正 件を満 とし するこ に 前 信 掲 項 用 げ に 供 と が る た 口 お 与 場 す に 11  $\mathcal{O}$ 方 できるも 掲 合 て 実 準 げ に 法 行 る 該 に 用 時 場合 より 当 する 点 0 す に とす に る 算 第 お とき 該 出 六 け る 当 L +る す は た 九 担 るときは 当 額 条 保 第 該 に この 付 額 項 さ を 下 場 当 第 れ - 方修 合に 該 た 号 額 物 を 正 お に 件 す 11 掲  $\mathcal{O}$ る 方 て げ 価 る

イ・ロ 同上]

ADC向けエクスポージャーの例外)

第七十条の四 [同上]

2 **一** が あ て 工  $\mathcal{O}$ クス 第六 だ る 準 規 百 読 以 用 定  $\mathcal{O}$ ポ + み 替 す 下 は は る。 で ] 九 あ ジ えるも 標 条 第 るときは 進 権 t 第 七 ] 的 が + $\mathcal{O}$ 三 0) 第 場  $\mathcal{O}$ 手 項 条 とする。 IJ 法 合  $\mathcal{O}$ 順 ス 兀 採 第 この ク 位 第 お 用 号 1 行 て、 ウ 限 あ が 項 及 る場合にお エ 前 り び で 1 لح 同 項 第 な 1 条  $\mathcal{O}$ 第 を 規 号 定に 適 項 た だし とあ 項 第 用 て す 中 ょ る 号 ŋ る 書 場 0 L Α を 中 前 Τ 合 D は -こと。 С に V 項 比 0 向 け

内 基 進 お け る L Τ V 比 率 算 出  $\mathcal{O}$ 特 例

第

る 法 用 を 七 合 標 採 1 第 八 カコ + 潍 用 項 は ること 条 カコ 条 号 的 行 及 わ  $\mathcal{O}$ 第 な が に び 6 Ŧī. 第三 ず、 0 手 が 定 第 項 限 法 で  $\otimes$ 五. ŋ + に る 項 第 玉 六 で ょ 六 額 る  $\mathcal{O}$ 内 + な り 条 基 で L 項 八 第 算 た 除 Τ 及 潍 条 出 だ 三 L V び 行 第 項 L て 比 第 兀 L で た 得 率 五 あ 及 項 所 び た 12 玉 項 る 及 代 標 要 割 第 内 並 び 自 えて、 兀 基 び 準 合 第 十七 を 己 準 に 的 六 資 行 百 第 + 手 条 本 で 分 第 六 法 九 第三 +  $\mathcal{O}$ あ 率 採 条 額 る で 号 九 用 第 を 項 内 表 に 条 行 兀 算 に 部 定 L 第 は 項 規 出 格 た  $\Diamond$ 0 する 定 る項 規 付 値 第 す 六 手 を 額 定 第

額 件 者 該  $\mathcal{O}$ に ウ を 工 第 ク ょ エ 六 加 り 準 ス + た 1 た 保 的 だ ポ 卜 八 額とす 全さ 手 を 条 法 ジ 適 第 れ 採 ヤ 抵 用 うる。 当 た 用 す 項 算 行 権 る  $\mathcal{O}$ 又 出 自 額 が 算 は 基 5 に 第 出 第 準 を 先 基 六 除 + 日 順 順 進 < 時 位 九 位 日 及 点 以 時 条 \_ 0) び 第 下 点 0) 同 工 で  $\mathcal{O}$ 担 項 ク 順 あエ 保 ス 位 る ク に ポ 場 定 に  $\mathcal{O}$ ス ] 付 抵 合 ポ 8 ジ さ 当 1 る ジ IJ t れ 権 は た 物 ] 設 t ス  $\mathcal{O}$ 定 当 ]

は 算 第 担 出 六 保 + L た 九 付 条 額 さ 第 れ た 項  $\mathcal{O}$ 物 場 第 件 合 兀  $\mathcal{O}$ 号 に 価 に お 値 掲 を て、 げ 第 る 六 要 + イ 件 八 に 掲 を 条 満 げ 第 たす る 場 項 方 合 第 法 に 兀 に 該 号 当 又

え

内 基 準 行 お け る L Τ V 比 率 算 出  $\mathcal{O}$ 特

玉

ことが 的 行 号 び 及 項 基 七 な手法 が に 項 第 び 及 準 第 +第三十 0) 定 第 行 兀 び 第 条 五. 限 でき 三号  $\emptyset$ 項 項 七 第 で  $\mathcal{O}$ ŋ に る あ 及 +五. Ŧī. る。 で ょ 六 額 0 る び 第 条 項 標準 ŋ 条 で な L 七 第  $\mathcal{O}$ 第 第三 算 ただ 除 Τ + 七 六 第 出 し V 条 的 + +第 六 し、 項 て 第 比 手 L +条 八 得 た 及 率 法 項 九  $\mathcal{O}$ 条 た割 所 び 玉 に 項 に 条 採 第 要 第 内 代 第 及 第 用 兀 お 基 自 兀 合 え 項 C V 行 て、 + 準 第 を 項 己 7 項 は 行 百 五 資 七 準 0) 第 第 条 規 本 で 分 項 用 第 第 六 第三 あ 率  $\mathcal{O}$ 並 す 六 定 +る内 で 号 額 る 項 + 九 び に 表 項 に 場 を に 八 カュ 条 算 部 定 第 条 第 に L 第 合 カュ た 出 規 格 め 七 を 第 わ 兀 値 す 定 る 含 5 付 + 項 +る ず、 す 手 を 額 条 項 む 条 用 場 る 法 を 第  $\mathcal{O}$ 第 合 標 採 第 玉 七 11 及 は準 用 る 項 内 +

当 用 額 す 又 た る算 算 行 に 権 は 出 自 第 第 が 六 5 出 十 基 第 七 を 準 順 基 + 八 除 順 潍 条 日 位 条 < 時 位 の 二 及 日 第 点 び で 時 第 あ 点 第 項  $\mathcal{O}$ 工  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ 場 担 ク 順 工 項 第 ス 保 合 ク に 六 位 に 12 ス 定 ポ  $\mathcal{O}$ + 付 ポ 抵 は 8 九 るリ ジ さ 当 条 ヤ れ 権 当 ジ 第 ヤ ス 1 た 設 該 物 1 ク 項 0 定 工 件 者 ク 額  $\mathcal{O}$ に ス ウ を 額 第 加 ょ ポ エ 七 ただ え り 準 1 +保 た 的 ジ  $\vdash$ 条 額 全 手 ヤ を 第 さ 法 適 れ採 の抵用項

掲 げ 担 保 る 要 に イ 件 付 に 掲 を さ げ 満 れ る た た 場 す 物 方 合 件 法  $\mathcal{O}$ に 該 に 価 当 ょ 値 す ŋ を 算 る 第 لح 出 六 き L + た は 八 額 当 条 該 第 この 額 項 を 場 下 第 合 方 号 正お

2 合 第 イ・ 七十 るとき とする 該当 条 口 第 す は ると 兀 当 略 項 該 及 き 額 は を び 当 第 下 七 該 方 + 額 修 を上方: 正 条の二第三 するも 修 正することが 0 項 と  $\mathcal{O}$ L

ず、 兀 自 基 合 え て、 + 準 を 己 第 同 七 百 資 · 行 五. 条 玉 条第三 であ 第一 第三 本 分 項 内  $\mathcal{O}$ 率 並 基 額 る で 号 び 項 準 を算 項に 内 に 表 に に 行 部 L 定 第 お で 出 規 格 た  $\Diamond$ 七 11 あ 定 付 値 +て る る とする標 手 を 額 条 準 標 の 二 法 用 用 を 準 採 1 第二号に す 的 用行が ,る第六. 準的 第 ることが 手 法 一項 な手法によ 採 定め 第三 第三十六条 +用 限 できる。 九 行 る ŋ 号 条 は、 で 額  $\mathcal{O}$ 第 な ŋ L で  $\equiv$ 第 規 第三項 算 ただ T 除 七 定 項 出 L V 及 +に L て 比 び 条 か L 及 得 た 率 第 第 カュ び た に 所 玉 七 わ 第 割 要 内 代 +項 5

ウェ 額。 準 を 0 場 第 合に 抵 除 七 日 < イト 当 時 ただし、 +条第 は、 点 権 -を 適 0) そ  $\mathcal{O}$ 当 工  $\mathcal{O}$ クス 担 該 用 項 他 抵 する 保 当 す 又  $\mathcal{O}$ 工 Ś ポ 権 に 担 ク は 場合 算 第 付 保 ス そ ジ ポ さ 権  $\mathcal{O}$ 出 七 は、 t れ 1 他 +  $\mathcal{O}$ 基 た物 設 準 · 条 ジ  $\mathcal{O}$ この の 二  $\mathcal{O}$ 担 日 定 ヤ 額 件 者 ] 保 時 を加 権が 点の 第 に  $\mathcal{O}$ (標 ょ 額 えた り 項 準 に 第 エ 保 的 ク に 先 額 ス 全 順 定 手 順 とす さ 法 位 位 ポ 8 採 以 れ 及 る る。 IJ た 用 下 ジ び ス 算 同 で t 行 ク 出 自 順 あ 

る  $\mathcal{O}$ 

基 5 位

担

保に

れ

た

物

件

値

を第

+

九

条

第三

項

兀

号に

]

]

る

要

件 付

を満 3

た

方

により算

出 六

L

た

1

に

掲

げ

場 す

合

するときは

該

方 合

修 に

正

お

るも

口 る

に

掲

げ に 法 0

る 該 に 価

場 当

場合に該

当す

る 当 額

لح

き 額

は を  $\mathcal{O}$ 

当 下 場 第

該

額

正  $\mathcal{O}$ 

すること

が

できるも

のとする。

るも 方修 正  $\mathcal{O}$ とし することが 口 に できるも 掲 げ る 場 場合に該 0 とする 当するときは 当 該 額

を

口

に

げ

る

場

す 上

で 掲

きるも

イ 口 同 上

加える。

項 を

占 有 0) 事象に より物件価値 の永続的な減 少が明 5 か な

場 合

口 増改築により 物 件 価 値 が 上昇する場

七  $\widehat{S}$ +九 A 条の二 | | C | C R

2 第 略

3 合 の区分に応じ、 前項のボラテ イ 当該各号に定める算式を用いて算出する。 IJ テ イ 調整 率 (H)は、 次の 各号に掲げる場

略

マージン・アグリー 

 $H = H_{10} \times$ MPOR 10

MPOR は、次項に規定するリスクのマージン期間(マージ 生した当該取引相手方との取引に係るマー を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発 ン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供 7 下回じ。 に対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。 ケッ . . . K

4 5 略

部 取 引に ŗ る ジ 効 果

十又は第四十五条の 十三条 第十 条の十 十の規定により標準的 第二十二条の十、 手法採用行 第三十 兀 0) 「 条 の 保 有

> $\widehat{S}$  A - C C Ř

七 + 九条の二 同 上

3 2 第 区 分に応じ、 前 [同上] 項のボラティ 当該各号に定める算式を用いて算出する。 IJ テ イ 調 整 率は、 次 の各号に掲げる場

合

 $H_N \times$ 同上 MPOR

同上

MPORは、次項に規定す 生した当該取引相手方 を受けた時点から当該取引 ン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供 クに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。 下回じ。) との取引に Ø  $\subseteq$ 一抽手 スクのマージン期間 方のデフォルトに伴い発 係るマー ケッ  $\widehat{\forall}$ 1 区  $\mathcal{V}$ 

内 部 ヘッジの 扱

4 5 18

同上

第  $\mathcal{O}$ 百 算出対象とされ 十三条 標準的手法採用 てい 、るク 行が ジ ツ  $\vdash$ 7 ] ケ デ リバ ット テ IJ イブを当 ス ク 相 該 当 標 額

当 該 該 同 る 等 用 あ 工 工 勘 ス ク ク  $\mathcal{O}$ る V ジ 案 ス た ワ 信 ス Ł す 内 ツ 用 ボ ポ ツ  $\mathcal{O}$ るこ 部 IJ を  $\vdash$ 1 及 ジ ス ジ 取 除 لح び デ 引 ク t t が 削 1 IJ に 1 で ょ  $\mathcal{O}$ 減 き う テ る タ 効 7 に る ち 果 ] ル ク イ を ブ ツ レ ケ 提 IJ に ジ ツ ジ ツ タ 供 ジ ょ 効 1 ツ 果 ] 効 る す  $\vdash$ を 信 る IJ 果 ク デ が 用 反 ス 映 ス IJ ク 反 IJ レ 映 ス す ワ ジ 相 ツ テ さ ク る ツ 当 場 削 プ  $\vdash$ 額 れ イ に 減 合 ブ  $\mathcal{O}$ る に 限 効 デ 算 部 る。 分に 果 フ は 保 出 オ を 証 対

2 兀 部 る 用 条 第 場 分に 削 ブ IJ 与 的  $\mathcal{O}$ + 合に に ス 減 信 手 + 限 ク 条 効 相 法 2 当 果 る。 削 第 V は 採 0 減 額 + を 用 五. 勘 当 当 効 項 行 案す 果 第 該 該 又 ク  $\mathcal{O}$ 与 を は ク 用 第 五. 提 ることが ジ 第 項 信 11 七 相 ジ た 供 ツ + 兀 当 内 す 1 九 + 第 ツ へるク  $\vdash$ 部 額 条 五 + デ 第 で 取 条  $\mathcal{O}$ きる IJ う デ 引  $\mathcal{O}$ ち を ジ IJ 条 項 + ツ テ に 0) テ ツ  $\vdash$ 規 第 +イ ジ ジ イ ブ 定 五 手 効 ブ デ 項 第 す 段 果 フ 保 に る  $\mathcal{O}$ 五. が ょ オ 規 項 証 派 る L ル لح 定 反 生 信 て に 映 同 1 商 第 さ 利 用 等 ょ 品 れ IJ 用 ス り + $\mathcal{O}$ 取 3 2

第 同 彐 は合 百 に 前 十 算 がエ 定 提 ク 四方 条 供 スに 8 条 法 る さポ規 額 れ 定 保 を て ジ す 証 いヤ 限 る 又 場 度 る 1 は لح 部の 合 ク す 分 額 を V る。 の除 ジ (第百二十一 う ツ É 1 に 被 デ 0 保 に 1 は IJ 証 て、 条 バ 部 に 分 標 テ 又 準 被 該 イ 当 的 保 は ブ す 手 を 証 債 る 口法用 権 場テ 採 V 又合ク 用 た ははシ行場

> IJ と 信 的 効 限 V IJ 淮 り、 す 用 手 果 ジ ス ス 的 前 を ク る。 IJ 法 ツ 条 ク 手  $\vdash$ ス 勘 当 削 相 採 に 法 ク 用 案 該 該 減 当 採 削 行 す ク デ 当 用 手 額 ること IJ す 減 は、 V 法  $\mathcal{O}$ 行 ジ バ る 効 کے 算  $\mathcal{O}$ 果 当 ツ テ 第 保 L 出 該 が 1 イ て  $\mathcal{O}$ 対 有 者 提 工 で • ブ 用 象 す 供 ク き デ  $\mathcal{O}$ が で る 11 る。 IJ を ス 信 信 エ る あ 受 ポ バ ク 用 用 場 る ۲ テ IJ け IJ 合 ŧ ス ジ 1 ス て  $\mathcal{O}$ ス ポ  $\mathcal{O}$ 場 ク 当 ヤ ブ ク を 1 11 合 に を削 該 除 ジ る ょ Ł に 負 減 標 に 7 担 0) お る 手 準 0 信 と L 法 的 11 い て、 て L 7 用 に に 手 IJ ] て 第 11 ょ 法 対 扱 当 ス 三 る ŋ 採 す ケ 該 ク 場 当 Š 者 用 る ツ 標 削 合 該 t カゝ 行 信 のら 準 減に ク は用

出 ツ 1 はデ る を IJ 1 ケ 第 信 算 す 第 前 バ 用 出 ること ツ 百 項  $\vdash$ 項 テ デ IJ す に + IJ に ス る 規 イ を バ IJ 規 \_\_ ブ ク 対 定 要 削 テ ス 定 条 は 象 す イ L ク す  $\mathcal{O}$ لح 減 る な ブ 規 相 る 第 効 な 場 に 果 当 場 定 八 0 合 十 三 を 合 を て で 0 額 満 を に 勘 あ 11 い \_ 条 、 た 案 て 算 お る 0 さ す て、 ク 出 V 7 て、 な る 1 す 第 V け る لح ジ ケ 百 7 標 れ き ツ 対 + ツ ] 象とな 1 進 ば 八 は 卜 ケ 的 な 条 ツ 5 デ 及 IJ 手 当 1 法な び IJ ス 9 該 第 IJ ク て 採 1 ク バ 相 テ 11 用 百 V ス ジ ク 当 る 行 イ + 相 額 ク は ツ ブ V 1 に を 条 当 ジ 又 よ額

計

第 い 証 合 百 条に 部 十 算 分 標 被 該又準四方 当は 保 的条法 す プ 手 証 る 口 法 保 債 場 権 テ 採 証 合 ク 用又 又 はシ行は は 原 同 彐 は ク 債 条ン V ジ 権 がエ 定提 ク 0 ツ IJ  $\otimes$ 供 ス 1 る さ ポ ス ク 額れ デ ジ IJ を 7 ウ 限 バ V t 度 る 1 テ エ لح 部の イ イ す 1 額 ブ 分 る。 に を  $\mathcal{O}$ (第 代 う 用 え ち 百 1 被 た つ十保場

ポ 建 ス 第 だ 彐 きる ク 7 債 ジ • 項 提 で 権 ŧ あ t ウ 第 供  $\mathcal{O}$ り、 ] 第 IJ  $\mathcal{O}$ 工 五. 者 と 六 イ + ス が  $\mathcal{O}$ す 円 か + IJ ク 1 建 つ、 条 は ス 条 第 ク ウ て 当 で 第 • 保 エ 調 該 証 ウ イ 項 達 標 又 項 エ 1 さ 準 は 及 第 1 的 ク 代 れ び 五 卜 たも レ 手 + を 第 え ジ 六 八 て、 法 適 ツ +条  $\mathcal{O}$ 採 用 で 用  $\vdash$ 第 す 保 条, るこ あ 行 • 証 項 る のデ 第 人 IJ 場 保 لح 又 合 有 バ項 第 が に す テ に 六 で ブ 定 + 限 る 1 き 口 ブ  $\Diamond$ る ŋ 条 テ 工 るリ が ク ク  $\mathcal{O}$ 滴 シ ス 円 た 用

2 想 が 定 前 元 反 条 映 に 本  $\mathcal{O}$ さ 規 額 れ 定 でする とを る部 相 場 分 殺  $\mathcal{O}$ 合 す 額 に ること لح は 当 該 標 が クレ 準 できる。 的 ジ 手 ツ 法  $\vdash$ 採 用 デ 行 IJ は、 バ テ ^ ツ 1 ジ ブ の効

責 五額 条の 扱

第

かは用 百 わ は 原 口 わ 11 な テ る +七 6 債 ず、 1 条 ク 権 保 第 こと 当 及 シ に 証 該 者 そ び 彐 係 又 が 水 第 0) る は 標 ( 準 額損 で 提 ク 準 百 あ き 失 に 供 が レ的 る る 又 相 + 者 ジ 適 手 ŧ は 当 定 ツ 法 条 格  $\vdash$ す 第  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 支 採 フ る額に千二百 で 水 払 • 用 百 口 あ 号 潍 義 デ テ 行 ると リバ + 務 ク を 1 が に シ 下  $\mathcal{O}$ 信 き テ 条 不 お 日 口 用 は に る 履 イ 1 IJ 提 場 ブ て 規 行 ス Ŧī. + 当 同 供 合 が が ク 定 じ。 パ 該 者 す に 発 削 は生 被 標 る 減 セ 準 次 場 保 L 保 手 的 が た ン 条 合 証 証 法 手 支 に 1 に 人 債 払 法 又 Ł  $\mathcal{O}$ 第 あ 権 L を はか 採 百 9 又 7

期 間  $\mathcal{O}$ 定 義

ウ

工

1

1

を

適

用

す

る

ŧ

0)

とする。

第 百 十 存 条 標 準 的 手 法 採 用 行 は 信 用 IJ ス ク 削 減 手 法 を 使 用

> $\equiv$ で 用  $\vdash$ 第 す 保 行 条 あ ること 証 デ 第 項 る  $\mathcal{O}$ 人 場 保 IJ 又 合 有 バ項 が は 第 テ に す に 六 で ブ 定め る + き 限 イ 口 る。 ŋ ブ テ 工 条 適 ク ク が る  $\mathcal{O}$ 用 ス IJ 円 た ポ 建 ス で 第 彐 きる ク ] て ジ で • 項 提 Ł あ ウ 第 ヤ 供 ] ŋ 第  $\mathcal{O}$ エ 五. 者 لح イ が 六 +  $\mathcal{O}$ す 円 +か 卜 六 IJ は、 建て る つ、 条 ス 条 第 ク で 当 保 第 調 項 ウ 該 証 \_ 又 項 達 エ さ 準 は 第 及 1 れ 的 び ク Ŧ.  $\vdash$ た 手 レ 第 +を ジ 法 六 八適 +の採 ツ 条 用

項 を 加 え る。

扱

免

責

第  $\mathcal{O}$ 額 あ プ かは用 百 に るとき わ 原 口 1 千二百 す る +テ 5 債 ず、 保 ク 権 五額 は シ に 条の 証 そ 係 五. 彐 又  $\mathcal{O}$ + 当 ン る は 標 パ 該 提 額 損 ク 準 が ] 標 供 失 V 的 準 者 セ 又 ジ 手 的 定 は が ツ 法 1 手 支  $\mathcal{O}$ 支  $\vdash$ 採 法 払 水払  $\mathcal{O}$ • 用 IJ 採 を 準 義 デ 行 を IJ ス 用 行 務 が バ ク 行 わ 下  $\mathcal{O}$ 信 口 不 テ はな 用 ウ 11 る 履 イ IJ . こ と 場 当 行 ブ ス エ 該 合 がが 1 ク が 水 に 発 削 準 は 生 を で 被 に き 保 L 保 適 手 用 る 証た 相 証 法 当 す ŧ 人 に 債 る す 又 £  $\mathcal{O}$ 権 る ではか又

残 存 期 間  $\mathcal{O}$ 定 義

第 百  $\equiv$ +標 準 的 手 法 採 用 行 は 信 用 IJ ス 削 手 法 を 使 用

する て部 内 合に に  $\mathcal{O}$ は お 同 存 口  $\exists$ 手 ンがそ 定定め とし 最 終支払 ľ 場 部 当 か 法 期 あ 11 信 ツ 短短 テ 信 つ、 が 当 て、 ジ 合に 取 該 間 口 0 信 用 あ ク 終 ジ 7 る て IJ 引 略 12 用  $\mathcal{O}$ 用 取 0 及 シ は、 了 お 残 ほ 扱うことが IJ 期 当 ス 引 び に 取 IJ  $\mathcal{O}$ 猶 該  $\mathcal{O}$ 7 は か、 残存 3 残 日 ク ょ が 引 存 ス 予 猶 該 は 信 ス 又 る 可 て 存 ク 期 削 は 次 又 内 ク 期 に 予 標 用 能 提 同 は 間 期 削 間 期 期 部 削 信 お 準 減 外 内 IJ  $\mathcal{O}$ ľ ツ 間 間をともに と 供 を 用 減 を 間 部 各 外 取 減 1 的 手 部 ス IJ ジ な 者 を て当 部 引 効 用 できる。 手 考  $\mathcal{O}$ 手 法 ク 号 C 取 る スク 効 が C  $\mathcal{O}$ 果 11 短 法 慮 終 法  $\mathcal{O}$ V 引 削  $\mathcal{O}$ るも 最 持 を 果 V ポ 縮  $\mathcal{O}$ 該 L 了 採 残 減 規  $\mathcal{O}$ Α かる可 つてい 削減 定に 初 終了させる権 ジ 第 残 延 な 時 用 存  $\mathcal{O}$ A ポ 手 保守的、ツジ取り 長を シ 0 存 点 反 0) 百二 V 行 期 ジ 法 期 ッジ とする。 は、 映 手 期 場 ま 間 従 彐  $\mathcal{O}$ シ 十三 日ま 法 る場合に ン 能 間 行 合 で 利 \<u>'</u> 彐 第 性を考 . 引 取引 に 原則 前 を は  $\mathcal{O}$ 延 用 な値とするも 11 百 組 でとする 条に 得 を 完 工 長 す 号 工 とし 4 さ に 利 に 全 猶 る ク る 以 十 ク 完 には、 よる 込ま を 慮 予 ŧ ス ス に 規 れ信 規 下 全 Ξ て、 保 に 期 ポ る 定 12 条 ポ 相 定  $\mathcal{O}$ 用 間 残 証 殺 す 入 れ で ] Ł IJ す  $\mathcal{O}$ 相 に ] を含む ツ す る れ た 1 あ ジ ス る 0) 款 規 ジ 存 人  $\mathcal{O}$ 殺 たうえ 及 び ジ 場 オ とする 期 又 る る で ク 場 に す 定 t ヤ ププシ におい لح る外 する 間 は 効 合に 削 ] 外 1 あ 合 部 果 口 ŧ き は  $\mathcal{O}$ 減  $\mathcal{O}$ な 残 す る場合 値とするもの 存 口 期 終 口 テク 間 同 同 了 信 上 同 が 用 上 及 に 可 シ IJ び は 能 彐 ス 信 とする。 となる最 ン ク 用 次 削 IJ 提  $\mathcal{O}$ 供 各 減 ス 効果 ク 者 号 初 が 削  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 持 を 規 減 期 終 定に 0 手 了 日 て 法 までとする。 さ 1 従  $\mathcal{O}$ る せ 残 V

存 期間

をとも

に

保 ヤ

守 ]

的の

工

ク

ス

ポ

ジ

る権 場

利

を

保

人 又

合

残

存 期 証

間

は 当は

該プ

第 読 あ 百 0 百 第 る 条 七 六 七  $\mathcal{O}$ 場 ま 五. ++ +は 合 で 条 九 に  $\mathcal{O}$ か 五. 条 内 条 条 お 規 5 0 第 定  $\mathcal{O}$ 第 部 11 第 て、 五. 格 は 百 す 項 項 付 る に 内 + 手 百 お と 法 部 八 n 1 あ 採 5 格 条 + る 用  $\mathcal{O}$ 付 ま 三 7 条、 準 行」 規 手法 で  $\mathcal{O}$ 及 定 用 は と 中 採 す び 第 る 第 用 第 百 標 第 百 第 行 百 準 + 七 に 三 五. 百 ++的 + 兀 0 +九 七 手 11 条 条 条 法 て 条 カコ 第 条 第 第 採 準 6 七 用 用 第 第 項 項 す 百 項 行 る。 又 項 第 لح は 中 لح 百

条

を

加

え

る。

第 九 款 に る 法 ヤ 類 V 的 変 す ポ に 動 る 形 有 額 海 式 効 推 外  $\mathcal{O}$ な 計  $\mathcal{O}$ 取 相 七 取 引 対 デ 引 及 ネ ル に び ツ テ  $\mathcal{O}$ 対 信 使 す 用 イ 用 る 取 ン 引 工 グ ク そ 契 ス 約  $\mathcal{O}$ ポ 他 下 1 に れ あ

4

替

え

る

Ł

と

ク 引 イ テ ス 及 け 有 百 エ を ポ び 効 ク び 1 n グ た 信 + 場 ス 信 用 لح 契 な に ジ 相 約 用 相 合 ポ 用 11 類 九 関 す t 取 取 7 下 対 又 条 引 を る に 引 ネ は ジ 工 そ ク 勘 海 あ 変 そ ツ 内 内 t 動 テ ス 案 外 る  $\mathcal{O}$ 部 部 1  $\mathcal{O}$ 複 額 変 他 ポ L  $\mathcal{O}$ 他 イ モ 格 推 デ 付 動 取 数 ン れ ジ バ 引  $\mathcal{O}$ 計 n グ ル 手 額 IJ に レ 七 契 方 法 推 t に ポ デ 約 式 採 0 類 計 ユ 類 ル す 形 1 採 用 す 変 下 七 に デ て、 式 る 動 用 行 る 法 ア 0) 海 あ ル 海 額 行 は 取 的 外 る 0 外 ツ 債 で 複 複 引 に あ 使 0  $\vdash$ 券  $\mathcal{O}$ 金 取 数 及 取 数 る 用 •  $\mathcal{O}$ 有 融 引  $\mathcal{O}$ IJ 価 び 効 引  $\mathcal{O}$ 場 庁  $\mathcal{O}$ 承 V ス 格 信 な に V 合 長 認 ポ ク  $\mathcal{O}$ 用 相 0 ポ に 官 お لح 11 等 け 形 ボ 取 対 形 は  $\mathcal{O}$ て、 式 ラ 引 ネ 式 る 同 承 そ テ ネ 様 ツ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 法 認 テ 取  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 工取的 を 第

ル引

に 受

変 及 法 テ 形

> 第 九 款 る 法 レ 的 ポ に 形 有 式 効  $\mathcal{O}$ な 取 相 引 対 及 ネ び ツ テ 信 イ 用 取 引 グ に 契 対 約 す 下 る に あ

動 び を イ 式 及 有 け 百 エ لح 法 た 額 信 用 0) び 効 ク  $\equiv$ + 相 取 的 信 場 ス を 用 1 な 7 引 に 相 合 ポ 取 関 用 九 う。 引 工 を 及 有 取 対 又 条 1 勘 ク び 効 引 ネ は ジ 以 お ス 案 信 な に ツ 内 内 t し、 け ポ 用 相 0 テ 部 1 下 部 ク 取 ス る 1 変 1 対 イ モ 格 て、 ネ ポ ジ バ ネ デ 動  $\mathcal{O}$ 引 付 グ 款 ヤ IJ に ツ ル 手 額 ツ テ テ 契 推 ジ 12 1 ユ 0 工 方 法 ク 約 式 イ 変 採 計 ヤ お 11 1 て、 ス ン 動 下 採 用 七 グ ポ に デ て グ 額 T 用 行 変 動 後 契 ル 同 ツ 債 1 あ 行 は 複  $\vdash$ 券 約 ジ る で 0 額 U  $\mathcal{O}$ t 複 あ 使 推 エ 数 下 0 金 用 IJ に ク  $\mathcal{O}$ 価 1 数 る 融 計 ス 場  $\mathcal{O}$ モ を ス 格 あ 変  $\mathcal{O}$ 庁 レ デ ポ ク 動 承 推 ポ  $\mathcal{O}$ る V 合 長 لح ボ 複 額 ポ 認 ル 計 1 形 に 官 等  $\mathcal{O}$ ジ 式 同 ラ 数 す 推 形 は  $\mathcal{O}$ 使 様 テ 計 る 7  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 式 承 用 1 取 イ 0 七  $\mathcal{O}$ V 七 法 認 ポデ  $\mathcal{O}$ 引 方 IJ 取 的 を

が モ 使 に 用 デ す お あ イ ること 0 ル た を グ て て 場 使 信 同 後 合 用 が 用 じ 0) する を で IJ 工 除 き ク ス 場 る。 き、 ク を ス 合 削 推 ポ に た 減 計 には、 だ れ 手 す ジ を L 法 る ヤ 継 金 適 七 融 用 続 デ エ  $\mathcal{O}$ ク L 庁 後 ル 変 て 長 ス 工 を 動 官 使 ポ ク 11 額 用 う。 に ス を す ジ ポ ょ い る う。 る t ] 以 Ł 承 ] ジ 下 0) 認 変 t 同 以 لح 動  $\mathcal{O}$ ] じ 下 す 取 額 額 る。 消  $\mathcal{O}$ 推 を 算 款 L 計 を

2 | 略

エ ク ス ポ ] ジ ヤ 1 変 動 額 推 計 七 デ ル 0 承 認  $\mathcal{O}$ 基 準

第二百四十二条 [略]

2

5

略

取 十

役会

等

は

式

 $\mathcal{O}$ 

引

及

び

信

取

引

0

他

前 項 0) 定 性 的 基 準 لح は 次 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 1 う。

[十二~十五 略]

理

にに

積 類

極す締

的

に

関

与

L

適にポ

切係形

なる

経 取

営

資

源

を

投

入

す

ること。

る

海

外

 $\mathcal{O}$ 

取

引レ

引取

相

手

方

 $\mathcal{O}$ 

信用

用

IJ

スそ

ク

0

管

第 項  $\mathcal{O}$ 定 量 的 基 準 لح は 次 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を う。

一「略」

3

計 又 は る 値 取 期 を 引 口 算 間 対 に 掲 出 象 を す 資 げ る う。 る 産 際 取  $\mathcal{O}$ 引 以 に 保 下  $\mathcal{O}$ 有 当 区 期 分  $\mathcal{O}$ 該 間 款 取 に 引 エ 応 に 対 ク お ス 象 11 資 ポ 当 7 同 産 該 1 を ジ イ じ 保 又 ヤ は 有 ] が す 変 口 る に 動 لح 定 次 額 8  $\mathcal{O}$ 仮  $\mathcal{O}$ る 1 定 推

五. 日 ポ 以 日 形 上 で 式 あ  $\mathcal{O}$ ること。 取 引 0 う 5 担 保 額 調 整 に 服 L 7 1

> 庁 ク 後 ル 長 ス 工 を 官 ポ ク 1 う。 ス に ょ ジ ポ る t 1 以 ジ 承 ] 下 認 変 t 同 動  $\mathcal{O}$ Ì じ 取 額 額 消 推 を 計 算 を が モ 出 使 デ あ す 用 ること 0 ル L を て た 場 使 信 命を除 用する場 が 用 できる。 IJ ス ク 合に 削 た 減 だ れ は 手 を 法 継 金 適

続 融

エ用

2 [同上]

L

て

使

用

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

と

す

る。

エ ク ス ポ 1 ジ 7 1 変 動 額 推 計 七 デ ル 0 承 0 基

第二百四十二条 [同上]

2 [同上]

[一~十 同上

十 引 相 手 取 方 締  $\mathcal{O}$ 役 会 信 用 等 IJ は ス ク V  $\mathcal{O}$ ポ 管 形 理 式 に  $\mathcal{O}$ 取 積 極 引 的 及 び に 関 信 与 用 取 引 適 に 切 係 な る

営資源を投入すること。

[十二~十五 同上]

一 [同上]

3

同

上

す 日 計 る 値 以 上 期 引 を で 間 算 対 あ を 出 象 V ること。 資 す る う。 産 際  $\mathcal{O}$ 以 保 下こ 有 当 期 0) 該 間 款 取 に 引 工 お 対 ク 象 1 ス て 資 ポ 同 産 ľ を ジ 保 ヤ 有 が す 変 る 動 لح 五. 額 営 仮  $\mathcal{O}$ 業 定推

[号の細分を加える。]

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

経 取

ロ イに掲げる取引以外の取引 十営業日

[三~五略]

4 業 کے 日 計 認 ょ  $\mathcal{O}$ り  $\Diamond$ 対 象と ŧ 5 長 れ る 11 な 期 場 る 間 合 取 とするも は、 引 で 保 用 有 11  $\bar{\mathcal{O}}$ 期 5 とす 間 れ を る る。 前 債 項 券  $\mathcal{O}$ 第 流 号 動 性 に 規 に 鑑 定 する み て

5 は 斯 直 前 間 次 沂 日 0 を 項  $\mathcal{O}$ を 連 要 連  $\mathcal{O}$ 適 続 す 続 規 用 す る す 定 る す 場 る に るも 合 カコ 0) が か  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ わ 兀 とす 半 口 半 6 ず、 期 以 期 う。 上 0) 0 生じ 間 間 算 出 は に た 最 基 ネ 当 準 低 該 ツ 保 日 最 テ 有 を 低 期 含 1 保 間 む 有 グ を 兀 半 期 超 間 セ 期 え ット る清 に二  $\mathcal{O}$ 前

算方法)

第

す 他 イ 後 額 百 れ 兀 0) グ 推 十三 契 計 エ 12 ク 約 モ 類 ス 条 す 下 デ ル ポ る に 1 海 あ を 内 ジ る 外 用 部 複 ヤ  $\mathcal{O}$ 11 格 1 取 数 る 付 額 引 0 場 手 を に レ 合 法 次 0 ポ に 採 V は 形  $\mathcal{O}$ 用 算 て、 式 行 式 0 法 は 信 に 取 的 引 ょ 用 に 工 ŋ IJ 及 ク 有 算 スび ス 効 ク ポ 出 信 な 削 す 用 相 1 る 減 ジ 取 対 ŧ 手 引 ネ ヤ そ 法  $\mathcal{O}$ ツ 1 テ 適 لح  $\mathcal{O}$ 変

П <del>-X-</del>  $\vee$  $\parallel$ . 什 簡の M (; (I) 推計值 4 M  $\mathbb{C}$ 変 +盤 推 禪 H  $\mathbb{H}$ 萁 ٧Į 準 アルで Ш 9 虐 Ø 胍 Н 羰 V Ш におけ  $\vee$ . 什 (;  $\omega$ 4 H

号の細分を加える。

[三~五 同上]

4 間 必 要と認 とするも 推 計  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 対 象とな  $\mathcal{O}$ 5 れる場 とする。 る 合 取 引 は で 用 保 有 1 期 5 間 れ を る 債 五. 営 券 業 0 日 流 動 ょ ŋ 性 Ł に 鑑 長 4 期て

5 を十 最 口 期 含 引 調 11 を含 低 以  $\mathcal{O}$ む 整 7 前 上 算 営 ネッティ 保 間 生じ 業 有 服 項 に 出 む ネッ 期 日 基 L  $\mathcal{O}$ とす 間 たときは、 準 て 規 最 に二十 テ 定に 低 日 1 する。 グ 保 を含 るも イ 有 ン か グ 営 期 セ む た か  $\mathcal{O}$ だ 業 次 間 兀 ツ 及 わ 5  $\vdash$ 日  $\mathcal{O}$ を 半 セ び ず、 を 連 を そ 超 期 ツ える 除く。  $\vdash$ 適 続 当  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ する二の 用 前 該 他 V す V 清 ネ 資 ポ  $\mathcal{O}$ る 算 ず 直 ツ 本 形 Ł 期 テ に 市 近 れ 式 四半 間  $\mathcal{O}$ 0 カュ 場 0 イ  $\mathcal{O}$ とす を 連 取 取 期 方 要 グ て 続 引 引 رِ چ 0 す 0 す は に  $\mathcal{O}$ Ź 間 取 る セ 該 う 場 保 引 当 5 は ツ 合  $\vdash$ 有  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ す 担 に 当 が 兀 期 4 る 該 半 間 取

計算方法)

第  $\mathcal{O}$ 1 イ 動 て、 額 百 グ 式 推 兀 十三 契 に 計 信 ょ 用 約 七 ŋ IJ デ 条 下 ス に 算 ル ク削 出 あ を 内 す る 用 部 る 複 減 格 11 ŧ 手 数 る 付  $\mathcal{O}$ 法  $\mathcal{O}$ 場 手 と 適 合 法 V す 用 ポ 採 る。 後 形 は 用 式  $\mathcal{O}$ 行 工 0 法 は ク 取 的 引及 ス に 工 ポ 有 ク ス び 効 ジ 信 な ポ t 用 相 1 取 1 ジ 対 引 額 ネ ヤ を 1 ツ 次 0 テ 変

н Ж- $\|$ :: [ M **(**'; (I) 4 M  $\mathbb{C}$ 変動 +額推計 衅  $\mathbb{H}$  $\mathcal{H}$ 葉 41 半  $\stackrel{\sim}{\sim}$ Ш Ĩ1 9 ٦ 丰 B 胍 Н 牃 V Ш  $\vee$ (1 삵 24 7 **(**;  $\mathcal{O}$ 4 H

 $\Box$ <del>:X</del>-かい ポージャー ¥ 芦 账 契  $\mathcal{N}$ 額 複 海外の取引の信 数 (ただし、 . 6 7 삵。 步 零を下回らない値 世の · 用 リ 取引及び スク削減手 4  $\mathbb{H}$ 法適用後 野引 Ø N 0 Н 쇸 V 1  $\mathcal{V}$ 

M E/t, 账 契 複 海外の取引のエクスポージャーの額の合計額 数のレポ形式の取引及 び信用 |取引 67 匌 [1

れに

横す

 $\mathcal{O}$ 

M C/t れに類す 账 烮 る海外の取引の担保の額の合計額 複 数の abla头。 形式の 野 引 X び合  $\mathbb{H}$ 取引 ψ · の 含 (1

更に 係 る 届 出

第 百四四 + 兀 条 略

2

3 を算出するものとする を得るま 行 は、 引 て 第一 そ 第 項  $\mathcal{O}$ 百 前 第三 兀 で 他 項  $\mathcal{O}$ 条  $\mathcal{O}$ 書 に 間 号 れ 定 に は 面 に 類 に 規 8 定する場合に 記 す るところ 工 クス る 載する事項に 海 ポ 外 こにより 1 0) ジャ 取引 お つい に レ ] 11 て、 係 ポ 変 る 動 て 形 金 工 式 額 内 ク 部  $\mathcal{O}$ 推 融 ス 取 計 庁 格 ポ 引 モ 長 付 ] 及 デ 官 手 び ル ジ  $\mathcal{O}$ 法 に代 信 承認 ヤ 採 用 用

「条を削る。

H \* /t. ない値とする。) 削減手法 ₩ 該複数のレポ形式の取引及び信用取引の信 適用後エクスポージャー 繈 (ただし、 赛 R 田  $\subseteq$ ᅱ  $\mathcal{V}$ П V 5

ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及 ジャーの額の合計額 び信用取引 0 H V  $\mathcal{V}$ 北。

ΣCは、当  $\square \triangleright$ 計額 該複数のレポ形式の取引及 び信用取引の担 . (余の

変 更に係 る 届 出

第 百 四十四 条 同 上

2 同 Ŀ

3 取 えて第百四 を得るまでの 行 引に係る は、 第一 項第三 前 るエ 項 0 条に定め 一号に 間 クスポ 書 は、 面 に 規定する るところ 記載する 工 クス ジ ヤ ポ 場 事項に に 合に を 1 により 算 ジャ 出 お す レ ] 0 11 るも て、 ポ 変 V 形式 · て 金 動 のとする。 額 内 0) 推 融 部 取引 計 庁 格 モ 長 付 及 デ 官 手 び ル 0) 法 に 信 承 採 用代 認 用

そ 0 他 資 本 市 場 取 引 0 準 用

第 替 及 準 そ えるもの び 用 0 百 がする。 第四 他 兀 資本 + 項 五. こ の 条の二 中 市 とする。 場取 「五営業 場合 引 第二百 に  $\mathcal{O}$ お うち 日 て、 لح 派 兀 あ 生 +第二百 商 る 品 条 0 から 取 は 四十二条第三 引 以 前 十営 条ま 外 0) 1業日」 での ŧ  $\mathcal{O}$ 項 規 に 第二 لح 定 0 読 1 は 4 て

係 券 る 化 工 ク 則 ス ポ ジ ヤ 1 12 対 す る 信 用 IJ ス ク 削 減 手 法 0 適

7二百六十八条 「用に係る総則)

第二百六十八条 [略]

2

前 す 7 証 存 ポみ る 3 が あ 用 項 る 内 期 1 ŧ 3 か 格 る す 1 0 条 は 間 ジ ブ 規 六 部  $\mathcal{O}$ 化 証 3 付 る 百 び  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ に 章 لح 規 残 t 券 2 以 を は 定 第 格 次 工 と 存 化 以 付 あ 付 定 条 ク 1 信 上 ょ は 五. 第 ス 上  $\mathcal{O}$ 銀 る 項 る 手 に に 期  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 目 用 与  $\mathcal{O}$ 五. 中 法 お 間 ポ 信 残 的 IJ 信 場 前  $\mathcal{O}$ カュ  $\mathcal{O}$ 行 信 節 採 用 存 導 関 信 ス 用 て 合 は カコ 11 が Ì 用 項 並 ジ 第 用 わ 7 最 IJ 期 管 連 用 ク IJ と に IJ  $\mathcal{O}$ び 11 読 IJ 削 ス 12 百 証 行 6 同 t ヤ ス 間 体 会 る お ス 規 ク 4 ず U ] ク を 社 ス 減 ク 券 長 Ł 第 11 定 第 + 削 ク 区 替 化 لح 1 に لح 除 を 手 0 百 て 削 に 百 < え 内 証 対 減 あ 含 区 法 分 減 ょ 五 工 五 とあ \_ + る 分 E 条 ク 部 手 る を 効 ŋ 券 L 同 + む と、 ŧ 事 勘 法 対 果 保 ス 格 化 7  $\mathcal{O}$ に 節 兀 条 لح لح ポ 提  $\mathcal{O}$ 業 付 が は 対 案 応 る 中 を 工 証 条 す す 勘 あ 法 手 第 ク 供 残 第 あ 応 0) 第 又 第  $\neg$ す る ジ 法 ス さ 存 工 る す る る は 標 は 人 百 百 案 す る ク 当 等 採 ポ 期 三 る 格 項  $\mathcal{O}$ t 五. れ  $\mathcal{O}$ 뭉 潍 ク  $\neg$ 用 間 ス + 格 初 適 中 る レ は 向 + 1 7 は 付 的 ジ け 行 兀  $\mathcal{O}$ ポ 付  $\mathcal{O}$ を 格 手 場 ジ 第 11 5 条 異 条 関 時 付 第 工 t る ] を 格 適 法 合 ツ 兀 ク と 第 1 場 な ジ 中 連 付 点 与 格 採 1 項 百 付 に あ 同 ス  $\mathcal{O}$ 合 る t 会 与 に L 機 格 用 0 及 + 複 て 条 ポ る 項 t ] 工 社 お 関 いデ に L 付 行 び 中 ク 7 IJ て 五. 第 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 数  $\mathcal{O}$ を V お が 機 第 ス 含 バ 兀 ジ は لح 0  $\mathcal{O}$ 残 11 7 n 関 لح 淮 Ŧī.

> に 証 係 券 る 化 総 工 則 ク ス ポ 1 ジ t 1 に 対 す る 信 用 IJ ス ク 削 減 手 法 0 適

第二百六十八条 [同上]

用

2

が あ 4 る 項 ヤ 前 す 7 証存ポみ る 3 用 テ 項 及 ] 内 条 る 券 期 Ł 3 格 る す イ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は 1 か 第 間 る。 部 化 ジ 付 ブ 規 六 は び 0 証  $\mathcal{O}$ 3  $\mathcal{O}$ 0 に 規 章 る لح 格 残 ヤ 券 以 は 定 次 エ 2 を と 第 あ 定 条 存 ク ] 化 以 上 付 ょ は 第 ŧ 五 付 信 銀 0) 0 に に 期 ス  $\mathcal{O}$ 0 目 上 用  $\mathcal{O}$ 与 る 百 項 る 手 五. IJ 中 法 カュ お 間 ポ 信 残 的  $\mathcal{O}$ 信 L 場 信 前 飾  $\mathcal{O}$ 行 す + 関 採 カュ 存 導 信 ス 7 合 用 は 11 が 1 用 用 項 並 と、 る ジ ク 五 第 用 わ て 最 IJ 期 管 連 用 IJ V に IJ  $\mathcal{O}$ び 同 会 削 る 規 5 ŧ ヤ ス 間 体 IJ ス お ス に 百 証 行 社 ク ク 定 ず ľ 1 ク を ス 減 t 第 券 長 第 11 と 削 لح 区 + ク 手 削 第 化 1 に 除 を  $\mathcal{O}$ 百 て に 百 < 法 あ 内 証 対 減 含 区 分 減 ょ 百 Ŧī. 工 五 手 に لح + ŋ 部 券 L る む 分 を 同 効 + 条 ク と、 と、 あ 事 化 て 法  $\mathcal{O}$ に 勘 対 果 保 カ᠈ ス 格 節 兀 لح 業 が 6 ポ 付 提 は 対 案 応 る 条 中 を エ 証 条 条 残 す 第 法 手 第 ク 供 第 あ 応 す 0 第 勘 又 第  $\neg$ 法 ス さ 存 工 る る は 標 は 百 ジ 人 百 百 す る 案 等 採 五 ポ れ 期 ク 三  $\mathcal{O}$ る 当 格 号 準 す ク 項 t 用 間 ス + は 格 初 付 適 中 的 る レ 百 向 + 1 て ジ ポ 場 ジ 兀 九 け 行 VI  $\mathcal{O}$ 付  $\mathcal{O}$ を 格 丰 第 + 条 条 異 条 関 時 付 適 ツ 工 ヤ る 1 を 格 法 合 兀 ま لح ジ 九 ク 第 場 な 中 連 点 採  $\vdash$ 1 付 与 付 格 に 項 ス で 同 あ 0 合 る t 会 与 に 機 格 用 L 9 及 \_ ポ 項 て デ 条 る ŧ に 複 工 社 L お 関 付 11 び 行 لح لح 中 ク て IJ 第 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 数  $\mathcal{O}$ を て お が 機 第 11 兀 ジ は لح 残 ス 含 7 n 関 لح 進バ 0  $\mathcal{O}$ 11 Ŧī.

 $\begin{bmatrix} 3 \\ \cdot \\ 4 \end{bmatrix}$ 

略

3. 4

同上

(完全なBA―CVAによるCVAリスク相当額)

第二百七十条の三の三 [略]

る。 相手方 c との全てのネッティング・セットを含むものとす2 前項の SCAVc は、次の算式により算出するものとし、取引

$$SCVA_C = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_C \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

δ 与信 より保守的なαを用いるものとする スクに関する固有の特徴があるときは、 ジャー方式を用いる場合には一とし、 スポージャー方式を用いる る場合及び第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エク 同項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いて 抽当 舥 七十九条第二項の規定により 額を算出する場合であって、取引相手方の信用リ 場合には一・四とする。ただし カレン SA-CCR当該特徴に応じた ァ ・ Н V 14  $\mathcal{V}$ · 用い . 分。 「

RWcは、次項の表に定める値

Wasの算出に当たっては、第百五十八条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、銀行が第七十九条の三第一項の承認を受けた場合には、Massは、第百五十八条第一項の規定により算出される実効マチュリティトナス

EAD\*sは、ネッティング・セットの与信相当額であり、第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方

第二百七十条の三の三 [同上] (完全なBA―CVAによるCVAリスク相当

2 [同上]

$$SCVA_C = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_C \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

αは、一・四。ただし、第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出する場合であって、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的なαを用いるものとする。

RWcは、次項の表に定める値

Masの算出に当たっては、第百五十八条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、銀行が第七十九条の三第一項の承認を受けた場合には、Masは、第百五十八条第一項の規定により算出される実効マチュリティとする。

EADvsは、ネッティング・セットの与信相当額であり、第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方

的手法 合には 7 田 账 一後上 5 スポージャー ШК なれる 紅田 超って 額に対しCVAの影響は、 第七十九 V R 中间 される 使用す  $\subset$ が、アー。ポス 郝 第七十九 盐  $\Box \triangleright$ ・ジャー 与信相 祭の二 (1 方式を  $\omega$ 账 越 盤 は第七  $\Box \triangleright$ (第六章第五節第 (離 ШК 用いる場合には同 条の三第 F) 徭 額とす 十九 一項の規 めっては、 ر. اح 外の 勘案しないも る。ただ S 項の承認 定 日 7 >-舥 ٦  $\mathbb{H}$ [1] 、蒸ご 籴 5  $\bigcirc$  $\subseteq$ 頃の 多受受 徭  $\bigcirc$ 禪  $\mathcal{V}$ 9 V 1 | | H  $^{7}$ 戡 戡 4 かって 回り R 些 7 N 定 定 が悪い かなる 用い 湞 の与 規 # 存 4 定  $\mathcal{N}$ 拼 5  $\overline{\parallel}$ (Y H 1 皷 滷 桩

DLNs は、次の算式により算出する値。ただし、第七十九条の三第一項の承認を受けた銀行は一を用いる。

$$F_{NS} = \frac{1 - exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

[3~7 略]

(金利リスクのバケットにおける感応度等)

第二百七十条の四の十五 [略]

2~6略

7 及 びベガ・リ 第 一項に規定 て〇・五とする。 スクのバケ する金 利 ツ に 1 係るデル 間 0) 相 関係数γκιは、 タ・リスクの 全 バ ての ケット間 通 貨

(外国為替リスクのバケットにおける感応度等)

第二百七十条の四の十八 [略]

2 間 及 前 び 項 ベ に ガ 規 定す IJ ,る外国 スク (T) バケッ 為 替 に 係る 1 間  $\mathcal{O}$ ル 相 タ・ 関 係数Ybcは、 リス ク 0 全て ット  $\mathcal{O}$ 

貨に

て〇・六とする

今 行 恕手 抽当 盐 H J. 田 7 後後 が、アー。ポス Ж 5 N PH 超って 額に対しCVAの影響は、 算出される れる与信 Ñ Н 法を使用する 用いる 第七十九 V ・ジャー スポージャー 徭 盐  $\Box \triangleright$ 一の祭り 与信相当 方式を用いる場合には同条 七十九 账 7 遊心 Ñ 鎔 網九 (第六章第五 · 額) 条の三第 第一項の規定 にあっては、 額とする。 んし、 籴 轉 0 1 S 楽し 項の承認 詹 ただ  $\nearrow$ 徭 舥 ないものとする  $\mathbb{H}$ 9~  $\lfloor \, \, \rfloor$ 款に規 5 Ò  $\subseteq$ 項の規 舥 を殴けて期 緷  $\bigcirc$ スク削減 R % | | これらの与 H .項の規 される 定 定 用い Ĩ # B 定 待 中  $\mathcal{N}$ 凹 5 H  $\overline{\parallel}$ 適 揚 (1 柏

$$DF_{NS} = \frac{1 - exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

3 ~ 7 同上]

(金利リスクのバケットにおける感

2 6 同上

第一

一百七

+

· 条 の

匹

 $\mathcal{O}$ 

十五

同

上

応度等

7 び ベガ・リスクのバ 第 て ・ 項に規定する金 五とする。 ケ 利 ツ Ĺ に 係るデル 間 0 相 関 係 タ・リスクのバケット 数Yklは、 全ての通 貨 E 及

(外国為替リスクのバケットにおける感応度等

第二百七十条の四の十八 [同上]

2 と 通 貨に 前 ガ 項 に いて〇・六とする。 IJ 規 定する ス ク 0) 国 ケッ 為 替  $\vdash$ لح 係るデ  $\mathcal{O}$ 間 0 ル 相 タ 関係数Ybcは、 IJ Ź ク 0 全て ケ ツ 0)  $\vdash$ 

IJ 取引相手方に スク・ファクター 対するクレ の感応度等 ジ ツ  $\vdash$ ス ブ レ ツド に 係るデ ル タ

第二百 七 + 条 0 匹 の 二 十 二 略

当該各号に定めるものとする。 前 項 の場合におい て、 次 0 各号に 掲げる相 関 係 数 0) 値 は、

略

· 応じ、 ンデックスの 相関係 双方の 当該イから 数 インデックスの シリー 次 ハまでに定め 0 ズ 1 が 同 か 名称が同一であ 5 一である場合 までに る値 掲 げ つ る 百パ て、 場 ] 双 合 ・セント 方 0 0) 区 分

口 略

略

参 照先 0) クレ ジ ット スプレ ッド 係るC V A 感 応 度 等)

一百七十 · 条 の 匹 の二十三 略

相 ル 号に定めるものとする。 関係 タ・リスクのバケット間及びベガ・ 前 項 数Ybcは、 規定する参照先 次の各号に掲  $\mathcal{O}$ クレジ げる場 ット 合 リスクの 0) ス 区分に応じ、 プレ バケット ッド に 、ト係る 該 0

略

株 式 IJ ス ク 0 バ ケット に · 係る C V A 感応

第二 百 七 + · 条 の 兀 の二十六 略

0) デ ル タ IJ スク 0) バケット 間 及びべ ガ・ IJ ス ク 0

> (取引相 手 方に対するクレ ジット ス ブ レ ツ ド に 係るデル タ

リスク・ファクター の感応度等

第二百七 十条の四の二十二 [同上]

7 2 5 6 同 上 同上」

同上

双 同 方の 上 1 ン ・デッ ク ス 0 名 称 が 同

期 ンデックスの 間 を 1 、 う。 シ が IJ 同 ] ズ である場 7 ンデ 合 ツ ク 百 パ ー ス で 0 あって、 価格算出 セント 双 方 0 対 象

「ロ・ハ 同上

三 同上

参照 先  $\mathcal{O}$ クレジ ット • ス プレッド に 係るC VA感応度等)

第二 百七十 条の四の二十三 [同上]

2 ル 各号に定めるものとする。 相 関係 タ・ 前 項に リスクのバケットとべ 数 Ybc は、 規定する参照先の 次の各号に掲 クレジッ ガ・リスクのバケット げる場 1 合 0 ス 区 ブ 分 レ に ッド 応じ、 との に 係 間 当 る 該の

同上

株式 IJ ス ハクのバ ケ ッ 1 に · 係る C V A 感 応

第 百 七 + · 条 の 兀 0) 二十六 同 上

2 株式 0 デ ル タ IJ ノスク 0 バケットと ガ IJ ス クの

バ

ŋ ケ 分 ツ 類 1 L 間 たバ  $\mathcal{O}$ 相 ケット番号をいう。 関 係 は ケ ツ 次条第三項 1 番 号 ( 前 に 項 お  $\mathcal{O}$ 11 規 て 同 定 じ。 に ょ

に応じ、次の表のとおりとする。

13	12	[略]	ト) (表に定める バケット番号		
略]	略」		[略]		
零	零		11		
[略]	略」		12		
[略]			13		

(コモディティ・リスクのバケット)

第二百七十条の四の二十八 [略]

2 表 ス クの のバ コモ れ ケット デ バ 以 1 ケ 外の場合にあっては二十パー テ ツ 番 1  $\vdash$ 0) 号 間 デル 11  $\mathcal{O}$ であ 相 タ・リスク 関 係数Ybcは、 る場合にあ 0 バ 0 ケ 方又は一 ては零パー セ ツ ントとする。 1 間 双 及び - 方セが ベ ン 前 ガ  $\vdash$ 項 との IJ

(マーケット・コンセンサスELGD)

第二百七十条の四の三十三 [略]

用 よって、 ット ア いることが 債 項 ょ  $\mathcal{O}$ コ ŋ 規 も優 定に 工 ク できる。 セ かかわ スポー 先する場 ン サスELGDの値 ただ 5 ジ 合に ヤ ず し あ  $\mathcal{O}$ エ って クス 優 取に 引相 先 必 (は、 順 要 ポ な 位 手 ] 方 は 調 同 ジ 整 ヤ 変 が 項 更さ を加 に 差 ] 規 L が れ 入 え 定 無 たも れ す 担 た る 保 も担  $\mathcal{O}$ 7  $\mathcal{O}$ ] シ の保 を

とする。

値はパーセン (表に定める がケット番号 12 لح 分 同 応じ、 類し 0 上 間 たバケット番号をいう。 0 次 相 の表 関 係 0 同 同 数 Ybc は とおりとする。 上 上 匹 11 +ケット Ŧī. 次 条第三 番 12 号 同 項 上 前 12 お 項  $\mathcal{O}$ 11 13 て同 規 定 じに ょ

(コモディティ・リスクのバケット)

13

同

上

兀

十

五.

同

上

同

上

第二百七十条の四の二十八 [同上]

2 表  $\mathcal{O}$ 0 バ コ そ バケット ケ 七 れ ツ デ 1 以 イ 外の場合にあっては二十 との テ 番号 11である場合にあって イ 0 間 デル  $\mathcal{O}$ 相 タ・リスクの 関 係数Ybcは、 パ バ ] ケ 方 又 セ ツ は ントとする。 零 は 双 方が 1 ガ セ 前 IJ  $\vdash$ 項ス とのク

マーケット・コンセンサスELGD)

二百七十条の四の三十三 [同上]

2 よっ 良 V ツ 1 債 ること 前 て、 より 項 コ 0) んし優先 が ン 規 工 定に クスポ セ できる。 ンサスELGDの す カゝ る場合に か ただし、 ジャ わら ず、 あ 値 0 いっては エクス 優 取 先 引 必 順 相 要 な調 ポ 手 位 方が ] は 同 変 整 項 ジ 変更され 差 に を ヤ し入 加えた 規 ] 定 が れ す 無 ŧ る た 担 担  $\mathcal{O}$ 保 Ł ]  $\mathcal{O}$ 保 を  $\mathcal{O}$ とに用ケ 優

第二百七十一条の二 第二百七 7 2 6 2 5 5 する。 準的方式を用 相 とする。 \( \) 内 (マー ハー第二元 チーニ 前項の 当額 内 べき事項を記載した書 銀行は、 って、ルックスルー 第三項 号 ケット 部 部 次に掲げる場合に該当 ・リスク相 略  $\vdash$ 第二百 十二条の二 モ を金融庁 口 モ ケット デル方式 デル方式 承認申請 第三項 第二号口 百七十七条第三 略 第三 ・リス 条 略 七 0 い 十 五 ・てマー 長官に 当 + IJ クに 書に 7採用行 に係る 0 ス 額 兀 第 ク 条 規 に掲 の算 条 略 は、 一月に 略 定 の 三 ケッ 相 関  $\mathcal{O}$ が 項 で は、 す 類 承 に 出 げ 第二 当 Ŧī. 次に きな る要件に該当し、か 第三項 項 するときは、 認 より算出したマー 対象となるファンドへの出資であ  $\vdash$ 額 る 第 第十 次に掲 時 0 号 兀 0 いも IJ 申 項 回報告するもの 算 価 掲 口 八号に規定する簡 調 に げ 請 第二号 スク相 出 がげる商 方式) 整 規定する実損益 る書類を添付 0) 第二 を控 + そ 当 口 又は 除 れ 額 品 だれ を算 す については、 ケット 条 る場場 とする。 つ、 第四  $\mathcal{O}$ 参 するも Ξ 出 素化 一十五条 第三 カゝ 考となる マーケッ するも 5 IJ 7 0 ス 項 た の標 と ク 第 2 第二百七十二条の二 6 第二百七十一条の二 2 5 5 項を加える。 兀 二 <u>〜</u> 三 内部 7 同上 号 7 同 第十 Ì の出資であって、 同 ケット  $\mathcal{O}$ モデル方式 マーケット・リ 同 上 細 口 上 ☆分を加える。同上〕 条の三 同 百七十七条第三項第十 上 同 上 IJ 第三 に係る承認 ス ク 相 同 同 スク ル 項 Ŀ 第二 上 ックスル 当 相当額 額 号 0 0) 申 口 算 七号に規定する簡素化し 出 請 0 ができないもの 掲 方式 算 出 げ 対象となるファン る 要 女件に該 当し、 た ドか

デル を使用する場

リ に基づくPDを使用する場合 第二百七十七条第三項第十九号イに規定する市 場 価 格

五. 略

( 内 部 it モデル 方 式 の 一 般 的 要件

第二百七十二条 の全てを満たすも の六 内部 のとする。 モ デル方式 採用 行 は、 次に 掲 げる 要 第二

一~

次に掲げる要件 内部モデル 方式 の全てを満たしたものであること。 を 使 用 するトレーディング・ デスクが

定が次に掲げる要件の全てを満たすこと。 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスク

(1) 指 略

(2)1 ] 0 内 部 ることを四半期ごとに評価すること。 ケット・リスク相当額の十パーセント以上となって 7 ] ケッ モ デル 1 方式 IJ を使用するトレー ス ク 相 当額 0 合計 額が銀行全体の ディング・ デ ス 7 ク

(3)(4)略

出に当たっては、 内 部モデル方式によるマー 次に掲げる手 ケット 順によること。 . У スク相 当 額 0 算

(1) (4) 略

(5)さ ないリスク・ リスク・ 算出すること。 相 当額 は、 ファク ス 1 フ タ ア V ] ク ス 期 タ 0) 待 1 モ ショ デ に 対 ル 化 す 可 る  $\vdash$ 能 7 性テストを満 1 フ オ ケ ツ **·** ル を用 リス た

「十一~二十二 十二

略

モ デルを使用する場 合

チ に 基づくPDを使用する場合 第二百七十七条第三項第十八号イに規定する市場価 格

五. 同上

内部 百七十二条の六 モ デル 方式 0) 一般的要件 同 上

5 九 同上

+

同上

イ 同上]

 $\mathcal{O}$ 

同

上

(2) (1)を四半期ごとに評価すること。 0 リスク相当額 7 部 ] ケッ モ デ ル  $\vdash$ 方式 の十パーセント以上となっていること IJ を使用するトレ ス ク 相 当額 が銀行全体のマー ] ディング・デ , ツ ト ク

(3) (4)同 上

同 上

口

(1) 5 (4)同 Ŀ

(5)ク さないリスク・ オ 相当額 ールを用い リスク・ファク は、 市場 て算出すること。 ファ タ 混 乱時 ク ] タ 0) モデル ] を 想定 に 対 化 す た期 る 可 能 7 性テストを満 待 ケ 彐 ツ 1 IJ ス た フ

\( \rightarrow - \leftrightarrow - \rightarrow - \rightarr 同 上

(リス *ク* フ ア ク タ ]  $\mathcal{O}$ 特 定

第二百七十四 に掲げる要件の 条 全 内 一てを満り 部 モデ た ル っすも 方式 のリスク・ のとする。 ファク タ 1 は、 次

略

] オプションその が待ショ  $\vdash$ フ ] オ 1  $\vdash$ ル 他 及 フ シス・リスクを含むこと。  $\mathcal{O}$ び オ 関 ス 連 1 ル 商 レ 品 ス 市 の期 場 の非線形リスク、別待ショート・フ 混 乱 時 を 想 ・ フ 定 L 相 オ た . 関 リ ] 期 ル 待 スは

四~七

ク及び

関連するべ

]

0) のとする。 いずれかにより、 内部モデル に するリ おけ  $\mathcal{O}$ 場 る 合 ス 方式 個 に *ク* 別銘 お 0) フ / アクターが特定されるもので重要なポジションを有する株式 柄 株 て 式  $\mathcal{O}$ リスクに ポ 株 ジシ 式 市 彐 場 全 関して、次に 体 0 集中 又 は 度を考 株 式 市 掲 慮 げ 場 でするも あるこ る方  $\mathcal{O}$ セク

「イ〜ハ

略

(リスク・ファク ター のリス ク • バ ケット  $\sim$ 0 分 類

第二百七 十四条の 兀 略

2 げる要件の ものとする。 前 項第一号に掲 全てを 満たし げる方法 を カュ 用 0 11 る 金 場合に 融 庁 長 あっては、 官  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受け 次に掲 る

3

第二 IJ 百七 ス ク • + 兀 ファクター 条 同 上 特 定

同

上

シ ョ 期 1 待  $\vdash$ ・フォ  $\exists$ 1 卜 ] ・フォ ル は、 ] オプション ル 及 び 市 場 混 乱 他 時 0) を 想定 商 L た期 品の を非待

線形 リスク、 相 関リス ク 及び 関連 す るべるの ] シ ス関連 IJ ス ク

含 むこと。

四~七 同 上

対応するリスク・ファクター 0) 11 内部 ず れかにより、 モデル方式の 重 株 要なポジションを有する株式 式 リスクに が特 特定されるものであることションを有する株式市場にに関して、次に掲げる方法

「 九 ・ 7 上 司

同

IJ ス ク ・ ファクター 0 リス ク・ バ ケ ツ 1 0 分

第 二百七 +四条の四 同 上

2 げ つる要件 前 項第 0) 号に掲げ 全てを満たす げる方法を用 もの とする。 いる場 合 に あ 0 ては 次に

3 6 同上日上 上

-38-

第二百 4 第二百七 2 2 • る要件 能お精 テ ( 全 社  $\frac{\square}{\varsigma}$ 五・六 ハスティ いて同 度に げる超 IJ 全社 リスク・ファク 7 内 部 イ・ロ を満たすこと。 ス が て ること。 合にあっては 十五 、おり、 十四四 ク・ 問 データ・ 0 び 示 的 的 (当該 ・ング 過回 次項に 唆さ なバ 題がないとする結 なバ モデル方式 全てを満 じ。)、アンバー 4条の二 略 条の ファ 略 ゾー ツク・ ッ デー 数 か れ *ク* つ、 ソー おいて同  $\mathcal{O}$ 五. ク る が タ タ X たすも 分に応 . 決定: ĺ テスティ テスティ デ スを ] (グリーン・ゾーン (モ 当 が に 略 のモ 該 日 用 略  $\mathcal{O}$ ľ 的 タ 更  $\mathcal{O}$ テ 次 11 モ : ゾ ] 果を じ、 とする。 で が 新 デ デ  $\mathcal{O}$ るデー な 月次 ン タが ル ングに するため ル 頻 又は いう。 グ 同 いとする結果をい 度 化 化 表 0 0 ン(モデル 日 で タ 可 可 は、 レッド 0 結 係る要件) 次 更 頻 能 能 の業務 以 下 果 新 度で更新さ 性 性  $\mathcal{O}$ 下この 可能 テス 欄 は 頻 次 テスト) 度 に に に問 なも デ 定 で更新 手 次 掲 1 ル 続 項  $\Diamond$ げ は、  $\mathcal{O}$ う。 及び  $\mathcal{O}$ 題 る 表 れ が  $\mathcal{O}$ る ・(モデル 整備 が 品 バ で て 要 0 されて 次 V, 次項に 以 質 ツ 件 上 あ に 下こ ク・ る場 るされ 及 掲 欄  $\mathcal{O}$ び に 全 げ 第二 2 第 4 二百七· 2 • 兀 五 全社 IJ 百七 一 <u>{</u> 三 同 同 ており、 イ・ ス • 上 ク・ 十五条の二 デー 上 ( 同 的 + 同上 上 なバック・ 四条の ファク 同上日上 タ・ソースを 同 上 カュ 同 上 五. 上 タ デー ] テスティン 同 同  $\mathcal{O}$ 上 モデ タが月次の 更 上 新 する ル グだ 化 た 可 頻 係  $\emptyset$ 能 る要件 度で更新され 0 性 業務 テス <u>ا</u> 手続が整 を備され

す  $\mathcal{O}$ に Ź. 項及び 問 題 が 次項に あ る 可 お 能 性 1 て が 同 非 ľ 常 に 高 をいう。 いとする結果をいう。 に区分するものと 以下こ

略 超 過 以 口 上 数 乗 略 数 イ ツ ングゾー *ク* 略 テ ステ

5 \{ 7 略

ツク・ テスティング及び 損益 要因分析テスト に 用 1 る

第二百七 + 五 条 0) 五. 略

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 略」

4 合にお ット 実損 益 V は、 て、 リス クに 日 金 融 次 庁長 関 で する 更 官 新 時 0 で 承認を受けたときは、 きるかどうか 価調整を含むものとする。 15 か カ わら 当該マ ず この 場 ]

1

IJ

ス

ク

ĺΖ

関

す

る

時

価

調

整

を

控

除

することができる。

損 益 要 因 分 析 テ ス 卜  $\mathcal{O}$ 入 力 デ ĺ タ 0 調 整

第二百 力デー ときに テストに **(**以 という。 七 <del>一</del>五. 下 タ 限 を仮 り、 この条に 使 用 条 IJ  $\mathcal{O}$ 想 す を行うことができる 損 ス る 六 益 お ク 場 理 で 合 内 用 て 論 部 に 「リス 11 損 お 七 、る入力 益 デ V ル 7  $\mathcal{O}$ ク理 IJ 方 デー ス 金 式 融庁 論 ク 採 タに 損 用 ファ 長 益 行 は、 合  $\mathcal{O}$ 官 入力デー わ ク  $\mathcal{O}$ せる タ 損 承 ] 認 益 た を に 要 め 係 受 タ 因 るけた 0)  $\mathcal{O}$ 分 調 調 析

> 同 超 上 過 +口 数 同 乗 数 上 バ イ ツ ク グ 同 上 ゾ テ ] ステ

5 \( \) 同 上

バ ツ ク • テスティ グ及び 損益要因分析 テストに 用 る

益

損

+  $\mathcal{O}$ 五. 同

上

第二百七 同 五. Ŀ 条

2 •

4 更 実損 新 できな 益 血は、 いものを除く。 7 ] ツ  $\vdash$ IJ を含むものとする ス ク に 関 する 時 価 整 日 次で

5 \( \) 同 上

損 益 要 因 分 析 テ ス 1 0 入力 デ ] タ 0 調

第二 合 ア テ ス 百 ク わ <u>۱</u> タ せ 七 ĺ グデー る に +ため 使用 に 五. タの 係 条 る入 する  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 調 調 六 場合 整 力 バデー 内 以 という。)を行うことができる。 部 に 下この 限 タ 七 を り、 デ 仮 ル 条 想 IJ 方 損 ス 式 益 ク お 採 で用 理 用 論 て 行 は、 V 損 ヷ る入力デ 益 ノスク理 一のリス 損 益 要 論 ク ] 因 タンテクト 損

第二百七 5 2 • 3 限り、 2 デ 式  $\mathcal{O}$ 要因分析 調整に へを用 イング・デスク 損 前項 五. 検定 兀 \_· \_\_\_ 損 スピ 当該 定 スピアマ るバック・テスティングの結果について第二百七十五条 益 略 前項に規 内部モ 未満 十五  $\hat{O}$ を超える場 近十二月 0) 0 要因分析テストに 1 要 ラスト 規定に アマ アテス 略 各号に 因 おいては、 テスト る 各 略 の 条 分 場合 ンの デ ン  $\vdash$  $\vdash$  $\mathcal{O}$ 定 析 ル 指 0) に より標 指 定 す  $\mathcal{O}$ テ クは、 7標が○ 1標が○ んる場 順位 方式の使 合 順 め ] 結 ス わ 位 果 るゾー 次に掲 グリー た デ 内  $\vdash$ イン を、 次に 相 相 部 つ 準 合  $\mathcal{O}$ · 〇 九 て、 ッド 的 一二(P値 関 関 モ 実 に おけるリ · 掲 げ 方式 グ 用を再開することができる。 指標が○ 指 ン 次 デ 施 げる調 お に分 ・ ゾ ー 0 ル 各 標 1 方式 各号に掲げる場合の区 デスクに対 を用 る要件の全てを満たす場合 が○・八○を超え、 卜 (P値にあっては、 て算出さ 1 類 整 V ス 採用 ク 理 一を行 いるもの するもの 1 にあっては、 七〇 デ イン わ 論 行 れ 未満 たパ ない は、 して実施 損 とさ グ・ とする。 益 ラメ Ł 内  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 部 入力デー デ れたト のとする。  $\dot{}$ か L ] ス 合又はKS 〇·二六 モ 一分に応 た損益 デ ク タ  $\bigcirc$ ル に レ ] 方 対 に ] Ŧī. タ  $\mathcal{O}$ 第一 5 4 2 • 3 三 2 \ 4 [号を. · : 百七十 損 検定 五. 五. ツク・ 同 同上 KS検定のテスト スピ 未満 ス 益 直近十二月に 同上 上 司  $\mathcal{O}$ ピ 要 加 を超える場 える。 同上 - 五条の 同上 ア テスティングの結果が第二百七十五条の二第四項 上 0) テ ア 因分析テス マンの 場合 スト 7 同 ンの 上 指 八 順 わ グ 標 順 , リ ー 位相 指 たっ 合 が  $\vdash$ 位 同 0  $\bigcirc$ 相 関 上 実施 が 関 ッド · 〇 九 指 指 標 各卜 標  $\widehat{P}$ が が  $\bigcirc$  $\bigcirc$ P 値 に 八〇を超え、 七 デ 値に あ 未 イ 満 っては〇 グ あっては〇・〇 で あ デ 、スク 7 ・二六四 か つ、 0

第 兀 項 に 規 定する 超 過 が 生 ľ 7 7 な V) £ 0) で あること

5

6 す たトレー 場合に限り、 損 益 要 - ディン 因 分析 グ・ グ テスト J | デスクは ン・  $\mathcal{O}$ 結 ゾ 果 が ] アンバ ンに 次に 分類するもの 掲げる要件の ] ・ ゾ ー シに 全てを満 とする。 分類さ た n

略

す るバック・ 三第四項に 直近十二月 規 テ に 、ステ 定する超過が生じていないものであること わ たっ イ て、 ン グ 0 各 結果につ  $\vdash$ V ] デ イ \ \ て第二百 ン グ・ デ 七 ス 十五 ク に 条 対

る届 べべ 出 ツク・ テスティング及 び 損益 要因分析テスト  $\mathcal{O}$ 結 果に 係

第二百七十五 グ・デスクが 記 遅滞 載した書類を添付して金 なく、 条 その旨を記 次に  $\mathcal{O}$ 九 . 掲げ 内 る場 部 載 モ 融庁長官に した届 合に該当 デ ル 方 出 式 書に原 することとなっ 採 提出 用 行 「 する も は、 因 及び対  $\vdash$ 0 レ とす 処方針 ] たときは デ 9 る。 1

略

過 が生じた場合 の結果につい 各トレ ] デ イ て第 グ 二百 デ 七 スクに 十五条 対 0 するバ 三第四 ツ 項 ク に規 テ ステ 定 す る超 イ

略

第二百 市 七 場 +混 六条の三 乱 時 を 想 定 内 L 部 た モ 期 デ 待 ル 方式 彐 採用 1 行 フ は、 オ ] 内 ル 部 0 モ 算 市デ 出 場ル混方

式を用

る全ての

 $\vdash$ 

レ

]

デ

イ

デ

ハスクに

対し

規定するグリ れるものであること。 ] ] 又 は アン ] ] に 分類さ

5 同上

上

6 同

同上

す で あること。 るバック 直近十二月にわたって、 テスティングの 各 1 超 過 V に ] 係る要件を満たす デ イ グ デスクに 0 対

る届 出

バ

ツク・

テスティング及び

損益

要因

. 分析

テスト

の結

果

に

二百七十 ・五条の 九 同 上

第

同 上

クに対するバック・ 第二百七十 ン又はレッド Ŧī. 条の三に規定す ] テステ ンに 分類され イングにおいて る各ト た場合 レ ] デ イング・ デス

三 同 上

第二 市 百 七 場 +混 ・六条の 乱 時 の 乏 想 定 L 同 た期待 上  $\exists$ フ オ ル 0 算 出

ケ 乱 ット 時を想定した期 ・リスク相 待シ 当 額 を次 彐 0) 1 算式に フォ より算出 ] ルに より するものとする 算出 したマー

 $ES = ES_{R,S} \times max\left(\frac{ES_{F,C}}{ES_{R,C}}, 1\right)$ 

(E3K'C) ESは、市場混乱時を想定した期待ショート・フォー 算出したマーケット・リスク相当額

ンプで

٦

ES<sub>R,S</sub>は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケ

ット・リスク相当額

ES<sub>RC</sub>は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES<sub>F,C</sub>は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

てを満たすものとする。 2 前項の規定による算出に当たっては、次に掲げる要件の全 2

満たし、かつ、金融庁長官の承認を受けたものであること一(低減したリスク・ファクターが次に掲げる要件の全てを

イ [略]

フ を全て オー 低 減したリスク・ ルで除して得 0 IJ スク セント以上であること。 ファクタ た フ 割合に ア ク タ 1 係る直近十二週間 ] 0 に 基 期 待 シ 期 彐 待 シ 1 0 彐 平 フ 均 ٠ • オ 値

[二〜六 略] が七十五パー

 $ES = ES_{R,S} \times \frac{ES_{F,C}}{ES_{R,C}}$ 

ESは、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールによ算出したマーケット・リスク相当額

ES<sub>R,S</sub>は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱Eを想定した期待ショート・フォール

E2<sup>RC</sup>は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

E2F,Cは、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

[同上]

一 [同上]

イ [同上]

十五パーセント以上であること。 アクターに基づく期待 ル が 低 直 減したリス 近十二 週 にわ ク・ たっ ファクター ショ 7 観 測 さ 0 フ 期 れ た 全 待 オ シ 7 彐 ル 0  $\mathcal{O}$ ] 平均 IJ 1 フ オ

二~六

同上

2 第 二 <u></u>	備文モ相ト	6 <b>∥</b> 、と	 5∥ 満区クは l	4 7	第 二 - ( 百 リモ	3
DRCモデルは、次に掲げる要件の全てを満たすものとす[略]	するものとする。書について金融庁長官の求めに応じて提出できるように整デル方式採用行は、その妥当性を示す文書を作成し、当該関係数を零とすることができる。この場合において、内部の個別リスクと構式の個別リスクとの合算において、そのの個別リスクと概式の個別リスクとの合算において、その	の引了 、	金融庁長官は、市場の流動性の低下を適切に反映させるこの場合にあっては、二十日)とする。ラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの、第二百七十六条の二第三項の表の上欄に掲げるリスク・ケット・リスク相当額の算出に用いる流動性ホライズンnケット・リスク相当額の算出に用いる流動性ホライズンn	第二項のモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマ・3.略]	百七十六条の五 [略]リスク相当額)	~7 略]
3 「司上」2 [同上]2 [同上]第二百七十七条 [同上]第二百七十七条 [同上]		[項を加える。]	[項を加える。]	[項を加える。] [2・3 同上]	第二百七十六条の五 [同上]・リスク相当額) (モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット	[3~7 同上]

デフ 5 ル 略  $\vdash$ 

十九 デフォ 略 オ ル **\** 時 IJ に スク 生 ず に る は、 損 失を 評 考 価 慮すること。 日 時 点  $\mathcal{O}$ 評 価 損 益 に 加 え

ていること。 モデル が 想 定 す る 損 失 額 に 景 気 循 環 0) 影 響 が 反

映

さ

n

る要件の全てを満たすこと。 へなる債 務者等

 $\mathcal{O}$ 

間

0)

デ

フ

オ

ル

 $\vdash$ 

 $\mathcal{O}$ 

相

関

は、

次

に

掲

げ

る び ع کے لا 全般 自己の 的 ポ な IJ  $\mathcal{O}$ ] 場 ス 卜 ク • 合 に 才 ファ IJ お オ V ク 7 に タ 係 1 る 内 部 の相 選関 モ デ 択の ル のモ 方式 デ 適 切ル 採 性化 用 をの 検 手 行 証 法 は す及

該 に る文書 を 作 成 す 、ること。

相 関手は法 年 係 以 公上の保 有期間を想定すること。

十 五 5 + 八略

りリ い場合には 在する場合に る ただし、 モデル ス 条 信 用リス ス か 。 ら ポ に 次に 第 ウ . は 当 クに 当 エ 五. 投入するPDは、 ジ イト + 該 掲 げ 該 八 推 係 を 条 計 る 推 る に 零 ま 要 計 内 値 件の全 部 パ で が 値 及 び を用 ] 存 格 7 セ は 在 付 セントとすることが習い第六十条第三項の問 てを満 い、 l 手 ない場 法に 当 該 当該 た パ 使 下 たすPDを 合に 限 用 推 を適 する 計 セ ント お 値 用 算 1 が て、 し 認 規 出 存 計 i するこ めたに 在 値 下 第 L が 限 れよ 五. な 存

> [号を. 5 加七 える。 同 上

九八 同 上

識して 7 いること。 モ デル 11 る評 が 想 価損を含 定  $\mathcal{O}$ す á 場 損 合  $\Diamond$ 失 額 な お に、 1 て 景 当 気 循 該 損 環  $\mathcal{O}$ 影 額 が は 反 現 映 さ 在

認

同上」

上

ること。 自己の 同 的 ポ な IJ ] ス 1 ク・ フ オ フ IJ ア オ ク タ 係 ] る  $\mathcal{O}$ 相 選 関 択の  $\mathcal{O}$ モ 適 デ 切 ル 性 化 を  $\mathcal{O}$ 検 手 証 法

 $\mathcal{O}$ )細分を 加 える。

十四~ 十二同分上 同 上

同 上

す及

第二百 7 6 8 4 5 するト 具体的 事 ス・テスト、 るところにより に は る手法により (デル 対 内部 デル スト 内部 とが ク D R 象 1 略 つするリス こと。 -+ ハ・ニ 八十三条 相 を 次 場 ル レ 一合に タ・リス С な モ 想 方 七  $\mathcal{O}$ V 1 □額を算 各号に 検証 デル デル ス期待 定 式 ] モ 実 測 デル は デ した 績 した 採 ノイ ク • 感応度分析、 方 評 方 だ 手 用 略 に ク、 ショ 設定するも を 基 掲 出 ン 続 式 検 価するも 式 過 行 理 は、 げるリ ファク グ・ 使用 般金 証 採 す を 採 論 去 づ 整 くPDと べ る ] のデフォ 用 値 用 を 内 デスク ガ 実施 利 ŧ, 備 行 行 に 部  $\vdash$ 過 基づ ス IJ タ ・リス 7 す 0  $\mathcal{O}$ • は 去 は モ っるも ハスクに とす 0) ク لح フ 7 す シナリオ分析その デ 乖  $\mathcal{O}$ しする。 っるも 0 は、 とする。 ] D くPDを ル 経 ル D 離 ク及 る。 区 ケット・リ 1 のとする。 R 験 RCモデルに 方 L 分に応じ、 対するリス ル 期 С  $\mathcal{O}$ て 式 実 か とする。 が待ショ モデル ら得ら この場 採用 び を 使 績に基づくPDを い 力 用 用 な 1 1 す 行 合に こと は、 て ス  $\mathcal{O}$ ることが ベ れ 他こ 当該 ク た事 ク チ 1 つい 7 検 ] 相 • ヤ を 証 お 過 各号 象そ れらに て、 い フ ケ フ 当 に 疎 去 て、 ア ツ オ 額 明 使 0 で  $\mathcal{O}$ ·きる。 デフォ 1 ] (T) スト できる 用 に ク IJ を V . て、 する 類 定 タ 算 ス ル 他 内 ] ク IJ 又 出 部 す  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 第二 5 4 6 項 項を加える。 ス る手法に +に (デル ・テスト、 を加える。 内部 対するリス 九・二十 百 口 1 同 八十 こと。 司 上 タ 上 モ より評 デル方 三条 測 同 リス した過 上 感 応· ク・ファクター) 同 同 価 式 上 同 Ŀ 度分析、シナリオ 去 するものとする 採 上 0 ベ 用 ガ デ 行 • は、 フ IJ オ ス D ル ク及 R 1 実 C 分析そ び 績 モ デル に基 力 ] の他これらに に づくPDを使 ベ っつい チ t て、 IJ 用 ス ずる ス 類 卜

す

4 2 • 3 5 \( \) 応じ、 ろにより設定するものとする。 ないトランシェにあっては、 るリスク・ファクターは、 ハ 一般^ 非 ように設定すること。 定すること。 証券化商品(CTP)に係る信用スプレッド 「イ〜ハ フォルト・スワッ フォルト・スワッ スワップ・カー ベガ・リスク 証 を捕捉すること。 カーベチャー・リス 略」 ワップ・カー 捕捉すること。 リスク・クラスにお リスク・クラスにおいて債券カーブとクレ 当該各号 券 一般金利リスクに 一般金利リスクについて債券から決定され 化商品 略 略 略 0) (インプライド グ - ブを適 ブを適 次に掲 口 プ・ プ・カーブとの間のベーシス・リスク スのJTDリスク・ つい ク カー 次の各号に掲げるリスクの 用する場合には、 いて債券カー 用する場合には、 げる要件の全てを満たすように て債券から決定され 第二号を除く。 次に ブとの間 ボラティリティを取得でき 掲 げる要件の全 ポジション) のベー ブとクレジット・デ 信用スプレッド足される感応度に 信用スプレッド」 ・リスクに対 シス・リス に定めるとこ ジット・デ て を 区分に 満た す す 設 4 2 • 3 5 5 7 応じ、 三 るリスク・ファクターは、 非 証券化商品(CTP)に係る信 イ イ〜 「 号 の 号 証 同上 券化 同上 当該各号に定めるところにより設定するものとする。  $\mathcal{O}$ 同 同上 細分を加える。 細分を加える。 上 同 上 商 同上 品 同上 同 Ŀ 0 グ 口 スのJTDリスク・ポジション) 次の各号に掲げるリスクの区分に 用スプレ ッド ・リスクに対 す

記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記
	いるネットJTDリスク・ポジションとする。
	負の値となった場合はこれをショート・ポジションとなって
	いるネットJTDリスク・ポジションとし、当該ネットJTD額が
	が正の値となった場合はこれをロング・ポジションとなって
[項を加える。]	4 前三項の規定により算出された債務者ごとのネットJTD額
[2・3 同上]	[2・3 略]
第二百八十九条の二 [同上]	第二百八十九条の二 [略]
(非証券化商品のネットJTD額)	(非証券化商品のネットJTD額)
[三~六 同上]	[三~六 略]
ショート・ポジションの場合にあっては正の値	にあっては負の値
ロ P&L ロング・ポジションの場合にあっては負の値、	ロ P&L 評価益の場合にあっては正の値、評価損の場合
イ [同上]	イ [略]
	する。
	に掲げる変数の区分に応じ、当該イ又は口に定めるものと
二 [同上]	二 前号の算式中想定元本又はP&Lの符号は、次のイ又はロ
一 [同上]	一
	ジションは、次に定めるところにより算出するものとする。
第二百八十九条 [同上]	第二百八十九条 非証券化商品に係るグロスのJTDリスク・ポ